

官報

号外
平成十九年十二月十一日

○第百六十八回 衆議院會議録 第十五号

平成十九年十二月十一日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成十九年十二月十一日

午後一時開議

第一 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案

(財務金融委員長提出)

第二 放送法等の一部を改正する法律案(第百六十六回国会、内閣提出)

第三 老人福祉法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第四 借地借家法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

第五 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(第百六十六回国会、原田義昭君外三名提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(財務金融委員長提出)

平成十九年十二月十一日 衆議院會議録第十五号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第一 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(財務金融委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。財務金融委員長 原田義昭君。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案
(本号末尾に掲載)

(原田義昭君登壇)

○原田義昭君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、去る五日財務金融委員会において全会一致をもって成案を得、委員会提出法律案と決し、提出したものでございまして、預金口座等へ

の振り込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復に資することを目的とするものであり、その主な内容は、次のとおりでございます。

第一に、金融機関は、犯罪利用預金口座である疑いがあると認める預金口座について、取引の停止の措置を適切に講ずるものとしております。

第二に、預金等債権の消滅手続については、まず、金融機関は、犯罪利用預金口座であると疑う相当な理由があると認める預金口座について、預金保険機構に対し、手続開始の公告を求めなければならぬものとし、預金保険機構は、公告の求めがあつたときは、遅滞なく公告しなければならぬものとしております。

また、名義人等による権利行使の届け出に係る期間内に権利行使の届け出または強制執行がないときは、預金等債権は消滅するものとしております。

なお、金融機関は、当該期間内に被害を受けた旨の申し出をした者に対し、被害回復分配金の支払いの申請に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとしております。

第三に、被害回復分配金の支払い手続については、まず、金融機関は、預金等債権が消滅したときは、預金保険機構に対し、手続開始の公告を求めなければならないものとし、預金保険機構は、公告の求めがあつたときは、遅滞なく公告しなければならぬものとしております。

また、金融機関は、被害回復分配金の支払いの申請があつた場合において、支払い該当事者の決定

を行ったときは、遅滞なく、その者に対し、被害額により案分した額の被害回復分配金を支払わなければならないものとしております。

そのほか、犯罪被害者の支援の充実、犯罪利用預金口座でないことについて相当な理由があると認められる場合における支払いの請求及び政府による周知等について、所要の規定を整備しております。

以上が、本案の提案の趣旨及び概要でございます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 放送法等の一部を改正する法律案

(第百六十六回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、放送法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長渡辺博道君。

放送法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君 たたいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、通信・放送分野の改革を進めるため、その制度改正等を行うとするもので、その主な内容は、日本放送協会のガバナンスの強化のため、経営委員会の監督権限の明確化等、国際放送の命令放送制度の見直し、認定放送持ち株会社制度の導入、総務大臣が放送事業者等に対し再発防止計画の提出を求める制度の導入、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続の創設、電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し等であります。

本案は、第百六十六回国会において提出され、去る五月二十二日に本会議で趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、今国会まで継続審査となっていたものであります。

今国会においては、十一月二十九日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、十二月四日には参考人から意見を聴取いたしました。この間、法案の修正について提案がなされ、その後、連日にわたり理事会等を開会するなど、与野党の筆頭理事を中心に、党派を超えて、真摯にかつ精力的に修正協議が行われました。

放送は、民主主義の根幹にかかわる報道の自由、国民の知る権利を支える重要なメディアであります。そのため、この間の修正協議については、報道機関に説明を行うなどして、その経過をできるだけ限る国民の前に明らかにするよう、透明

性の確保に努めてまいりました。

かくして、修正案は、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同により、参考人質疑終了後に提出されました。その主な内容は、日本放送協会の経営委員会の権限の明確化、経営委員が個別の放送番組の編集を行うこと等の禁止、再発防止計画に関する改正規定の削除等であります。

同日、委員会において、修正案の趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局いたしました。六日に原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第三 老人福祉法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、老人福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長茂木敏充君。

老人福祉法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〔茂木敏充君登壇〕

○茂木敏充君 たたいま議題となりました老人福祉法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、特別養護老人ホームの整備が困難な農村地域において、医療と福祉の一体的なサービスを提供できるようにするため、公的医療機関として地域の医療を支えてきているJA厚生連が直接に特別養護老人ホームを設置できることとするものであります。

本案は、去る七日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第四 借地借家法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、借地借家法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。法務委員長下村博文君。

借地借家法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔下村博文君登壇〕

○下村博文君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

現行の借地借家法では、更新等がなく契約上の存続期間が経過すれば確定的に終了する事業用の定期借地権は、存続期間十年以上二十年以下の間

でしか設定することができません。しかしながら、建物の減価償却期間は二十年を超えるものが多く、これまでの事業用の定期借地権の利用例も上限の二十年に集中し、各方面から事業用の定期借地権について償却期間に応じた存続期間の設定を可能とするよう見直しの必要性が指摘されております。

本案は、こうしたニーズにこたえるためのもの

で、その主な内容は、専ら事業の用に供する建物の所有を目的として借地権を設定する場合に、その存続期間を十年以上五十年未満とするものであります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る十二月七日の法務委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第五 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(第六十六回国会、原田義昭君外三名提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(河野洋平君) 報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長棚橋泰文君。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔棚橋泰文君登壇〕

○棚橋泰文君 たいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、市町村の議会の議員または長の選挙の投票について電子投票条例を制定している市町村のうち、総務大臣が指定した市町村の区域においては、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査の投票についても電磁的記録式投票機を用いた方法により行うものとするとともに、最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票期間を衆議院議員総選挙の期日前投票期間と同一にしようとするものであります。

本案は、平成二十年一月一日から施行するものとし、施行日以後、その期日を公示されまたは告示される選挙または審査について適用することといたしております。

本案は、第六十六回国会に提出され、継続審査となつていたもので、去る九月十日日本委員会に付託され、十二月七日提出者後藤田正純君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を求めましたところ、異議はない旨の意見が述べられました。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

農林水産委員長提出、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(河野洋平君) 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案

を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長
宮腰光寛君。

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のた
めの特別措置に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔宮腰光寛君登壇〕

○宮腰光寛君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し
上げます。

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のた
めの特別措置に関する法律案は、農山漁村地域に
おいて鳥獸による被害が深刻な状況にあることに
かんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効
果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山
漁村地域の振興に寄与することを目的とするもの
で、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、農林水産大臣は、鳥獸による被害を防
止するための基本指針を定めるものとすること。
第二に、市町村は、基本指針に即して、単独で
または共同して、被害防止計画を定めることがで
きるものとする。

第三に、被害防止計画を定めた市町村は、都道
府県にかり、被害防止のため、鳥獸の捕獲の許
可権限を行使することができる制度を設けるなど
被害防止のための所要の措置を講ずるものとする
こと。

また、附則において、鳥獸の保護及び狩猟の適
正化に関する法律の一部を改正することとしてお

ります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日農林水産委員会において、全会一
致をもって委員会提出の法律案とすることに決し
たものであります。

なお、本委員会におきまして、鳥獸による農林
水産業等に係る被害の防止に関する件を本委員会
の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決ください
ますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

○議長（河野洋平君） 本日は、これにて散会いた
します。

午後一時二十三分散会

出席國務大臣

総務大臣	増田 寛也君
法務大臣	鳩山 邦夫君
厚生労働大臣	舩添 要一君
農林水産大臣	若林 正俊君
國務大臣	渡辺 喜美君

○議長の報告

（理事補欠選任）

一、去る六日、総務委員会において、次のとおり
理事を補欠選任した。

理事 神風 英男君（理事黄川田徹君去る六
日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

関 芳弘君

補欠

安井潤一郎君

土屋 正忠君

萩原 誠司君

小川 淳也君

新井 悦二君

亀岡 偉民君

安井潤一郎君

北神 圭朗君

財務金融委員

辞任

石原 宏高君

越智 隆雄君

佐藤ゆかり君

原田 憲治君

広津 素子君

安次富 修君

西本 勝子君

馬渡 龍治君

安井潤一郎君

山内 康一君

補欠

安井潤一郎君

山内 康一君

西本 勝子君

馬渡 龍治君

安次富 修君

佐藤ゆかり君

原田 憲治君

石原 宏高君

越智 隆雄君

厚生労働委員

辞任

富岡 勉君

補欠

平 将明君

郡 和子君

柚木 道義君

仲野 博子君

西村智奈美君

西村智奈美君

仲野 博子君

平 将明君

富岡 勉君

柚木 道義君

郡 和子君

議院運営委員

辞任

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

あかま二郎君

浮島 敏男君

文部科学委員

辞任

補欠

小川 友一君 松本 洋平君
藤田 幹雄君 安井潤一郎君
松本 洋平君 小川 友一君
安井潤一郎君 藤田 幹雄君

農林水産委員

辞任

補欠

小野 次郎君 阿部 俊子君
平田 耕一君 岡本 芳郎君
渡部 篤君 長島 忠美君
佐々木隆博君 森本 哲生君
神風 英男君 黄川田 徹君
高井 美穂君 菊田真紀子君
阿部 俊子君 小野 次郎君
岡本 芳郎君 平田 耕一君
長島 忠美君 渡部 篤君
黄川田 徹君 神風 英男君
森本 哲生君 高井 美穂君
菊田真紀子君 佐々木隆博君

総務委員

辞任

補欠

井澤 京子君 越智 隆雄君
逢坂 誠二君 横山 北斗君
黄川田 徹君 神風 英男君
森本 哲生君 郡 和子君
越智 隆雄君 井澤 京子君
郡 和子君 森本 哲生君
神風 英男君 黄川田 徹君
横山 北斗君 逢坂 誠二君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

近江屋信広君 安井潤一郎君
後藤田正純君 松本 洋平君
武田 良太君 井上 信治君
棚橋 泰文君 小野 次郎君
柳本 卓治君 鍵田忠兵衛君
石関 貴史君 西村智奈美君
河村たかし君 大島 敦君
井上 信治君 武田 良太君
小野 次郎君 棚橋 泰文君
鍵田忠兵衛君 柳本 卓治君
松本 洋平君 後藤田正純君
安井潤一郎君 近江屋信広君
大島 敦君 河村たかし君
西村智奈美君 石関 貴史君

外務委員

辞任

補欠

野田 佳彦君 北神 圭朗君
北神 圭朗君 野田 佳彦君

厚生労働委員

辞任

補欠

石崎 岳君 赤池 誠章君
三ツ林隆志君 御法川信英君
内山 晃君 大島 敦君
岡本 充功君 横山 北斗君
菊田真紀子君 西村智奈美君
西村智奈美君 北神 圭朗君
北神 圭朗君 田名部匡代君
赤池 誠章君 石崎 岳君

御法川信英君

大島 敦君

三ツ林隆志君

環境委員

辞任

補欠

上野賢一郎君 富岡 勉君
中川 泰宏君 安井潤一郎君
渡部 篤君 大塚 高司君
田名部匡代君 松野 頼久君
吉田 泉君 川内 博史君
大塚 高司君 亀岡 偉民君
安井潤一郎君 清水清一朗君
亀岡 偉民君 中川 泰宏君
清水清一朗君 上野賢一郎君
富岡 勉君 渡部 篤君
田名部匡代君 吉田 泉君

議院運営委員

辞任

補欠

佐々木憲昭君 穀田 恵二君
穀田 恵二君 佐々木憲昭君

(理事補欠選任)

一、去る七日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 船田 元君 (理事菅義偉君去る七日委員辞任につきその補欠)
理事 福田 昭夫君 (理事松本龍君去る七日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

木原 誠二君 伊藤 忠彦君
渡部 篤君 馬渡 龍治君
園田 康博君 松原 仁君
伊藤 忠彦君 木原 誠二君
馬渡 龍治君 渡部 篤君
松原 仁君 園田 康博君

辞任

補欠

越智 隆雄君 福田 良彦君
近江屋信広君 安井潤一郎君
木原 誠二君 平 将明君
菅 義偉君 竹下 亘君
中馬 弘毅君 岩屋 毅君
萩原 誠司君 藤井 勇治君
石関 貴史君 逢坂 誠二君
前田 雄吉君 神風 英男君
松本 龍君 仙谷 由人君
藤井 勇治君 富岡 勉君
平 将明君 木原 誠二君
富岡 勉君 萩原 誠司君
岩屋 毅君 中馬 弘毅君
菅 義偉君 越智 隆雄君
安井潤一郎君 近江屋信広君

官 報 (号 外)

逢坂 誠二君 石関 貴史君
神風 英男君 前田 雄吉君
仙谷 由人君 松本 龍君

(議案提出)

一、去る四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(衛藤征士郎君外六名提出)

一、去る五日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(財務金融委員長提出)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名提出)

一、去る七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

老人福祉法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

借地借家法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

(議案受領)

一、去る五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(衛藤征士郎君外六名提出、衆法第一二二号)

農業者戸別所得補償法案(参議院提出、参法第六号)

以上二件 農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(衛藤征士郎君外六名提出)

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(財務金融委員長提出)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名提出)

一、昨十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

老人福祉法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

借地借家法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

一、去る五日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

(議案撤回)

一、去る五日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(葉梨康弘君外四名提出、第百六十六回国会衆法第四五号)

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(大畠章宏君外二名提出)

一、去る七日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

借地借家法の一部を改正する法律案(保岡興治君外五名提出、第百六十六回国会衆法第三三三号)

老人福祉法の一部を改正する法律案(宮路和明君外三名提出、第百六十六回国会衆法第五四四号)

一、去る五日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(葉梨康弘君外四名提出、第百六十六回国会衆法第四五号)

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(大畠章宏君外二名提出)

一、去る七日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

老人福祉法の一部を改正する法律案(宮路和明君外三名提出、第百六十六回国会衆法第五四四号)

借地借家法の一部を改正する法律案(保岡興治君外五名提出、第百六十六回国会衆法第三三三号)

(質問書提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国の財政の持続可能性に関する質問主意書(滝実君提出)

日本の景気悪化と増税に関する質問主意書(滝実君提出)

中国の税関における我が国の航空会社機内誌の通関拒否に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に対する内閣総理大臣の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外国人「技術者」の入国に関する質問主意書(松原仁君提出)

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における公用車及びタクシー・ハイヤーの使用状況とそれに係る経費に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

改正建築基準法施行に伴う建築関連産業の混乱等に関する質問主意書(前原誠司君提出)

二〇〇七年版「ODA白書」原案に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

国連事務総長主催のコンサートにおける日本海
呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する
質問主意書(鈴木宗男君提出)

自立支援医療に関する再質問主意書(山井和則
君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次
のとおりである。

後発医薬品の規格を揃える必要性に関する質問
主意書(岡本充功君提出)

牛の肉質で月齢を判別する方法に関する質問主
意書(岡本充功君提出)

外務省における情報管理に関する質問主意書
(鈴木宗男君提出)

外務省職員(公設分別)についての認識に関する
質問主意書(鈴木宗男君提出)

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する
予算補助についての外務省の認識に関する再質
問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次の
とおりである。

教育予算削減と学力低下の関係に関する質問主
意書(滝実君提出)

脳脊髄液減少症に関する質問主意書(山井和則
君提出)

精神障がい区分認定に関する質問主意書(山井
和則君提出)

高速道路会社管理の高速道路料金の決定・変更
についての政府の関与等に関する質問主意書
(高山智司君提出)

高速道路会社管理の高速道路料金の決定・変更
についての政府の措置等に関する質問主意書
(高山智司君提出)

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第二二五号)を踏
まえ、再度質問する。

平成十九年十二月十一日 衆議院会議録第十五号

イランでの邦人拘束に関する第三回質問主意書
(鈴木宗男君提出)

北方領土におけるロシアの実効支配強化に対す
る政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君
提出)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロ
リストの活動についての法務大臣の発言に関す
る第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国での万国博覧会
開催に対する我が国の対応に関する再質問に対す
る答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出個人情報保護と外務
省職員の公務との関係に関する再質問に対する
答弁書

衆議院議員山井和則君提出「フィブリノゲン資
料問題及びその背景に関する調査プロジェクト
チーム」中間報告等に関する質問に対する答弁
書

平成十九年十一月二十六日提出
質問 第二一六七号

我が国におけるテロリストの活動についての
法務大臣の発言に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国におけるテロリストの活動について
の法務大臣の発言に関する第三回質問主意
書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第二二五号)を踏
まえ、再度質問する。

一 鳩山邦夫法務大臣は二〇〇七年十一月二十四
日、福岡県大川市内で行われた自身の法相就任
祝賀会で、かつて自身が「自分の友人の友人が
アルカイダ」との旨述べたことについて「私は一
つもうそを言っていない」「テロリストが日本を
うろついておった」「安全ボケの状態になってい
ただきたくない。日本は『安全である』『危険は
ない』と思っていたが」との発言(以下、「鳩山発言
一」という。)をしたと承知するが、「鳩山発言
一」に対する政府の評価如何。

二 二〇〇七年十一月三日久留米市において、鳩
山大臣が「事実を言うと、みんながびっくりし
てマスコミが騒ぐわけでありまして。とにかく
この国をテロから守る。テロリストの怖いのが
平気で日本をうろろうしている。私はその事実
を知っているから申し上げている。」との発言
(以下、「鳩山発言二」という。)をしたことに対
して、「前回答弁書」で政府は「鳩山法務大臣に
おいては、自らの経験及び識見を踏まえ、法務
大臣として、我が国におけるテロの未然防止に
努めるなど適切に対処するものと考えている。」
と答弁しているが、鳩山大臣が我が国の治安維
持に責任を持つ法務大臣として、我が国におけ
るテロの活動を抑えるべく、関係機関に対して
どのような指示をしているか具体的に明らかに
された。」「前回答弁書」及び二〇〇七年十一月
十三日に閣議決定された前々回答弁書(内閣衆
質一六八第一九二号)において、右の質問に対
する明確な回答がなされていないところ、再度
明確な答弁をされることを求める。

三 我が国の治安維持に責任を持つ法務大臣の任
に就いている鳩山大臣が、「鳩山発言一」並びに
「鳩山発言二」の様に、我が国をテロリストが闊

歩し、我が国の治安が危機に瀕しているかのよ
うな印象を国民に与える発言をしたことを受
け、内閣の長たる内閣総理大臣として、福田康
夫内閣総理大臣は我が国におけるテロリストの
活動を抑えるべく、鳩山大臣に対して具体的な
指示を出しているのか説明されたい。

四 「前回答弁書」で政府は「鳩山発言二」につい
て、「御指摘の『鳩山発言』は、テロの脅威を踏
まえ、テロ防止のための上陸審査を徹底しなけ
ればならないという趣旨でなされたものと聞い
ており、御指摘のような『あまりに無責任でい
たずらに国民の不安を煽る』ものとは考えてい
ないが、そのような誤解を招くことのないよう
表現に留意する必要があると考えている。」と答
弁しているが、福田内閣総理大臣は「鳩山発言
一」及び「鳩山発言二」を行ったことに対して、
鳩山大臣に何らかの注意をしたか。

五 「鳩山発言一」と「鳩山発言二」を受け、国民は
我が国における治安に対して大きな不安を抱い
ていると史料するが、三と四、内閣の長たる
福田内閣総理大臣が鳩山大臣に対して具体的
指示も注意もしていないのなら、それこそ無責
任でいたずらに国民の不安を煽る対応であると
考えるが、総理の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一六八第二六七号
平成十九年十二月四日
衆議院議員 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出我が国におけるテロ
リストの活動についての法務大臣の発言に関す
る第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の発言は、鳩山法務大臣の個人的な経験及び識見に基づいて、テロの脅威を踏まえ、テロ防止のための上陸審査を徹底しなければならぬという趣旨でなされたものと考えている。

二について

鳩山法務大臣においては、我が国におけるテロの未然防止に努めるなど適切に対処するものと考えており、関係機関においても、テロ防止のための活動を行っているが、個別具体的な活動については、今後の活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

三について

御指摘の発言は、テロの脅威を踏まえ、テロ防止のための上陸審査を徹底しなければならないという趣旨でなされたものと考えているが、鳩山法務大臣において、自らの経験及び識見を踏まえ、法務大臣として、我が国におけるテロの未然防止に努めるなど適切に対処するものと考えている。

四及び五について

御指摘の発言は、テロの脅威を踏まえ、テロ防止のための上陸審査を徹底しなければならないという趣旨でなされたものと考えており、御指摘のような「無責任でいたずらに国民の不安を煽る」とは考えていないが、そのような誤解を招くことのないよう表現に留意する必要があると考えている。

平成十九年十一月二十六日提出
質問 第二六八号

韓国での万国博覧会開催に対する我が国の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

韓国での万国博覧会開催に対する我が国の対応に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第二二〇号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、韓国政府が現在目指している、二〇一二年の同国南部の麗水市での万国博覧会(以下、「万博」という。)開催について、「従前より、政府としては、立候補国との関係等にかんがみ、国際博覧会開催地選挙に対する我が国の対応を明らかにすることは差し控えてきており、お尋ねの国際博覧会開催地選挙に対する対応についても、これを明らかにすることは差し控えたい」と答弁しているが、右は「万博」の他の全ての国際会議等で選挙により開催地を決める際、政府としての国での開催を支持するかについて従前より一切明らかにしてきていないということか。

二 二〇〇七年十一月二十四日の新聞で、我が国が「万博」の開催を支持する方針を固めたことを発表したとの旨報しているが、右報道は事実か。

三 二が事実であるならば、政府が最終的に支持を表明しておきながら、従前より「万博」開催への支持を明らかにしてこなかった理由を説明されたい。

四 政府が「万博」開催を明示的に支持してこな

かったのは、我が国と韓国との間で日本海の呼称や竹島を巡る領土問題が存在するからか。右質問する。

内閣衆質一六八第二二六八号
平成十九年十二月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国での万国博覧会開催に対する我が国の対応に関する再質問に対する再質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国での万国博覧会開催に対する我が国の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国際博覧会開催地選挙に対する我が国の対応を従前より明らかにしてない旨を述べたものである。

二から四までについて

従前より、政府としては、立候補国との関係等にかんがみ、国際博覧会開催地選挙に対する我が国の対応を明らかにすることは差し控えてきており、お尋ねの国際博覧会開催地選挙に対する対応についても、これを明らかにすることは差し控えたい。

平成十九年十一月二十六日提出
質問 第二六九号

個人情報保護と外務省職員の公務との関係に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

個人情報保護と外務省職員の公務との関係に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第八六号)を踏まえ、再質問する。

一 一般に、外務省職員が取材等でコメントを求められる際に、対外応答要領が作成されると承知するが、対外応答要領が作成されない時はあるか。

二 一で、作成されない時があるならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

三 対外応答要領が作成されない中、外務省職員が外部からの取材等に応じた際、瑕疵のある回答を行った場合、外務省において誰がどのような責任を負うか。

四 前質問主意書で触れた、二〇〇七年九月二日付北海道新聞一面記事(以下、「道新記事」という。)で掲載されている、「そのような話は確認されていない」との回答を行った外務省欧州局ロシア課の事務官(以下、「事務官」という。)について、「事務官」が北海道新聞記者からの取材に対して右のコメントを行う際、対外応答要領は作成されていたか。

五 「前回答弁書」で、「事務官」の氏名を公表しないことにつき、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)」において開示対象とされる行政文書については、同法第二条第二項に定義規定が置かれているが、同法で開示対象としている文書等は現に当該行政機関が保有しているものに限られ、行政機関が保有していない文書等に係る情報についてまで、情報の公開を求めているものではない。お尋ねにある北海道新聞取材に係る文書に

つては、外務省においてそもそも作成されていない。」との答弁がなされているが、右は、そもそも外務省職員が新聞社等外部から取材を受ける際に、取材内容及び取材に対する回答の内容等について、対外応答要領を含め、文書を作成することが義務付けられていないということか。確認を求める。

六 五で、義務付けられていないのならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

七 五で、義務付けられていないのならば、仮に新聞社等外部から取材を受け、その回答内容に瑕疵があった場合、記録文書のない中で責任の所在を明らかにし、誰が責任を負うか等について外務省としてきちんとした決定を下すことは可能なのか。また、かかる体制は、我が国の外交を司る行政機関である外務省の体制として適切か。

八 「前回答弁書」では、「外務省欧州局ロシア課の事務官が北海道新聞社の取材を受け回答を行ったことは、二について述べた公務に該当する。」との答弁がなされ、「事務官」が北海道新聞社の取材に応じ、「道新記事」にあるようなコメントをしたことは公務であると政府は認めている。では、公務を遂行するにあたって行う行為及び公務を行う者の官職氏名は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)以下、「情報公開法」という。)で保護されるべき個人情報に該当するか。「前回答弁書」の内容からは、「事務官」の氏名を外務省が公表しない理由として①そもそも「事務官」が北海道新聞社の取材を受けたことについての文書を記録していない②「道新記事」におい

て「事務官」の氏名が公表されていないの二つをあげていると思料されるが、このようにすりかえの回答を行うのではなく、公務を遂行するにあたって行う行為及び公務を行う者の官職氏名は、「情報公開法」で保護されるべき個人情報に該当するの否か、外務省の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第二六九号

平成十九年十二月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出個人情報保護と外務省職員の公務との関係に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出個人情報保護と

外務省職員の公務との関係に関する再質問に対する答弁書

一、二、五及び六について

取材内容及び取材に対する回答の内容等について、対外応答要領を含めた文書を作成しなればならない法令上の義務はなく、その時々が必要に応じて作成している。

三及び七について

お尋ねの「瑕疵のある回答を行った場合」及び「回答内容に瑕疵があった場合」のように、仮定の質問にお答えすることは適当でないと考える。一般に、課室に対し報道機関から取材を受けた場合、所属する課室の長がその回答につき責任を有するものであり、これまでも適切な体

制の下で実施してきていると考える。

四について

御指摘の対外応答要領は作成していなかった。

八について

先の答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第八六号)三から七までについてでお答えしたとおり、そもそも、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)においては、行政機関が保有していない文書等に係る情報について、個人情報を含む情報の公開を求めているものではない。なお、行政機関が文書を保有している場合には、同法第五条第一号から第六号までに規定する不開示情報に該当する場合を除き、公務に係る情報は、同法に基づき、不開示請求を行った者に対し開示される。

平成十九年十一月二十六日提出
質問 第二七〇号

「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」中間報告等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」中間報告

等に関する質問主意書

厚生労働省は十一月二十二日、「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」(以下、厚労省調査チーム)の「現在の調査状況」(以下、中間報告)を発表した。厚労省調

査チームの中間報告の調査内容について以下質問する。

一 舛添厚生労働大臣は十月三十一日、衆議院厚生労働委員会で、枝野幸男議員の厚労省調査チームの調査対象に「八七年の話までちゃんと入っているのか」「宮島局長のこの不作為について調査をされるべきではないか」との質問に対して、「(厚労省調査チームでは)すべてのことを含めて洗いざらい、今調査を既に始めております」と述べている。「すべてのこと」とは何か。調査内容を具体的に明らかにされたい。

二 フィブリノゲン製剤投与患者の四一八症例リストが公表された二〇〇二年当時、投与患者の特定及びその告知について、厚生労働省は告知しなかった理由を、「肝炎に感染している事実」は当然医師が患者に伝えていたと思つた」と回答しているという。事実か。

なぜ厚生労働省は、肝炎に感染している事実を患者に伝えなかったのか。

また「医師が患者に伝えていたと思つた」のであれば、それはなぜか。具体的な根拠を明らかにされたい。

三 厚労省調査チームは、フィブリノゲン製剤投与患者に対して「投与の事実を告知したか、またするべきだ」という認識が当時あつたかどうか、二〇〇二年の担当職員に質問したのか否か。質問しなかったのであれば、それはなぜか。

四 厚労省調査チームの西川厚生労働副大臣は調査範囲が十分ではないのではないかと記者の指摘に「一か月でできるわけない」と述べてい

る。西川副大臣の発言は、舛添厚生労働大臣の「すべてのことを含めて洗いざらい、今調査を既に始めております」との発言と食い違っている。なぜか。
右質問する。

内閣衆質一六八第二七〇号
平成十九年十二月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクト」中間報告等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクト」中間報告等に関する質問に対する答弁書

一について

「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクト」(以下「調査チーム」という。)においては、平成十九年十月十九日に存在が確認された資料(以下「確認資料」という。)の収集経緯及びその保管管理状況、確認資料を収集した平成十四年当時の関係部局の状況、フィブリノゲン製剤を投与された方々(以下「被投与者」という。)への連絡についての検討の有無、その当時の関係部局の職員の責任の有無、フィブリノゲン製剤を納入した医療機関を公表した平成十六年当時の関係部局の状況、被投与者への連絡についての検討の有無、その当

時の関係部局の職員の責任の有無、今後改善すべき事項等についての調査を実施したほか、昭和六十二年に青森県で肝炎が集団発生した際の当時の厚生省の対応についても調査を実施したところである。

二について

お尋ねの点については、調査チームのヒアリング調査から、平成十四年当時、関係部局の職員は、確認資料は過去の行政や製薬会社の対応について検証するためのものであると認識していたこと、被投与者への連絡は、本来医師がその診断の中で行うべきものであることから、医師から被投与者に当該投与の事実が伝えられていると思っていたこと等が判明している。

三について

調査チームは、医薬局長を含む平成十四年当時の関係職員に御指摘の質問を行ったところである。

四について

御指摘の西川厚生労働副大臣の発言は、調査チームが一について述べた内容のほかに調査を実施するためには一か月では十分ではない旨を述べたものであり、これと舛添厚生労働大臣の発言との間に齟齬はない。

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄における住宅防音工事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出元駐日中国大使館員への死刑判決に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマレーシア取得及び利用に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出「フィブリノゲン調査チーム」及び「フィブリノゲン調査検討会」等に関する質問に対する答弁書

平成十九年十一月二十七日提出
質問 第二一七一号

旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第二一三三号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、ゴラン高原の国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)への自衛隊派遣及びUNDOFに参加している自衛隊の活動と、いわゆるイラク人道復興支援特措法(以下、「イラ

ク特措法」という。)に基づくイラクへの自衛隊派遣及びイラクにおける自衛隊の活動に際して、旧防衛庁及び防衛省は軍需商社山田洋行(以下、「山田洋行」という。)との案件で随意契約を結び、どれほどの金銭を山田洋行側に支払っているかとの質問に対して、「前回答弁書」では、UNDOFについては二件の契約件名を挙げ、「山田洋行」への支払金額は合計五千二十万五千円であると答弁しており、イラクについては、陸上自衛隊との随意契約について四十三件の契約件名を挙げ、支払金額も三億五千百七十七万九千九百五十八円であると答弁している。その一方で、イラクに派遣され、活動している航空自衛隊については、「イラク特措法」に基づき現在イラクに派遣されている航空自衛隊に関しては、その活動の実施のために契約を締結している民間企業の名称については、これが公になることにより、当該企業の正当な利益等を害するおそれがあり、ひいては自衛隊による活動の円滑な遂行を妨げるおそれがあることから、当該活動の実施のため株式会社山田洋行と随意契約を締結しているか否かを含めて、お答えを差し控えたい」との答弁がなされている。UNDOF並びにイラクで活動している陸上自衛隊との随意契約については契約件名と支払金額を明らかにしている一方で、イラクで活動している航空自衛隊については事実を明らかにしないのはなぜか。何をもって「当該企業の正当な利益等を害するおそれがあり、ひいては自衛隊による活動の円滑な遂行を妨げるおそれがある」と政府が考えるのか、明確に説明されない。

二 防衛省が、一のUNDOLFに参加している自衛隊と「イラク特措法」に基づきイラクで活動している陸上自衛隊に関して、「山田洋行」と随意契約を結んだ法令上の根拠並びに「山田洋行」と随意契約を結ぶに至った経緯等について説明されたい。

三 「前回答弁書」において、「山田洋行」との随意契約の内容は適切であったか、無駄なものではなかったかとの質問に対して、「防衛省としては、関係法令に従い随意契約を締結してきたところである。」と、質問の真意から外れた答弁がなされているが、「山田洋行」との随意契約により、支払金額が他で物品を購入するより割高になった等、税金が無駄に遣われた事実はないのか、再度質問する。

内閣衆質一六八第二七一号
平成十九年十二月七日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する再質問に対する答弁書

一について
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十

五年法律第百三十七号。以下「イラク特措法」という。)に基づき現在イラクに派遣されている航空自衛隊に関しては、イラク特措法に基づく活動が継続しており、当該活動の実施のために契約を締結している民間企業の名称を公にすることにより、例えば、イラク特措法に基づく自衛隊の派遣に反対の意見を有する者等による当該企業を標的とした違法な妨害活動を誘発する等のおそれがあり、ひいては自衛隊による活動の円滑な遂行を妨げるおそれがあると考えられることから、先の答弁書(平成十九年十一月二十二日内閣衆質一六八第二二三号。以下「前回答弁書」という。)二についてののとおりお答えしたものである。

二について

防衛省として、前回答弁書一について及び二について述べた「ミニバス(B)」、「油圧ショベル(装輪式)」、「UNDOLF用」及び「汎用エアロゾルテスト(サンブラ)については、一般競争入札に付した結果、応札者が株式会社山田洋行のみであり、再度の入札をしても落札者がなかったことから会計法(昭和二十二年法律第三十五号。以下「法」という。)第二十九条の三第五項及び予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「令」という。)第九十九条の二の規定により、「箱型土のう」については、陸上自衛隊が同社と当該品目について一般競争入札による契約実績を有していたこと及び予定価格が百六十万円を超えていなかったことから法第二十九条の三第五項及び令第九十九条第三号の規定により、「サンブルカートリッジ(汎用エ

アロゾルテスト(サンブラ)用」及び「充電式鉛電池(汎用エアロゾルテスト(サンブラ)用)」については、防衛庁(当時)が同社から調達していた器材の附属品であり、同社が当該器材及び附属品の販売権を有していたことから法第二十九条の三第四項を適用し、「コンテナ等借上」については、その第一回目の契約については、緊急の必要により競争に付することができなかったため、同社を含む二者から見積書を徴取したところ、同社がより低い価格を提示したことから法第二十九条の三第四項の規定により、その第二回目及びその第三回目の契約については、他の企業と新たに契約を締結した場合、既存のコンテナ等の撤去及び新たなコンテナ等の設置を要するため、同社との契約を継続することが合理的であったことから法第二十九条の三第四項の規定により、「宿泊料」、「半袖Tシャツ」、「白地シート」、「消毒液」、「止血剤」、「ビタミ

三について

ン錠」、「枕」、「シート」、「枕カバー」、「フォークリフト(三トン)」、「フォークリフト(十五トン)」、「油圧ショベル(三十二型)」、「中型ブルドーザー(十四トン級)」、「クレーン(二十トン装輪)」、「平割材ほか」、「生活用水」、「ヘスコ」、「発電機」、「医療費相当分」、「組立家屋設置込」、「発電機賃借料」、「トラロープ」、「なまし鉄線」、「鉄杭」、「鉄丸釘(五十ミリメートル)」、「鉄丸釘(六十五ミリメートル)」、「鉄丸釘(七十五ミリメートル)」、「鉄丸釘(百ミリメートル)」、「有刺鉄線」、「合板」、「正割材」、「マニラロープ」、「シート」、「張り綱」、「クーラーバック」、「簾」、「デッキブラシ」及び「腕時計」については、イラク特措法に基づきイラク

に派遣された陸上自衛隊の部隊が現地において契約を締結したものであり、法第二十九条の三第五項及び令第九十九条第十五号の規定により、それぞれ同社と随意契約を締結したものである。

防衛省としては、前回答弁書三について述べたとおり関係法令に従い随意契約を締結してきたところであるが、本年十一月二十二日、株式会社山田洋行代表取締役社長から防衛省に対し、同社と防衛庁(当時)が締結した海上自衛隊US-二用プロペラ整備用器材(平成十五年度契約)及び海上自衛隊SH-60K型航空機用部品(平成十六年度契約)の売買契約について、当該器材等の製造企業が同社に提出した見積書を改ざんする手法により過大請求を行っていたこと、及びこのほかにも過大請求を行っていた可能性がある旨の報告があったところであり、防衛省としては、同社との契約について徹底的に調査し、過払いの有無等について明らかにすることとしており、ところである。

平成十九年十一月二十七日提出
質 問 第 二 七 二 号

自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第二二二号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、二〇〇四年から二〇〇六年までの三年間に毎年百人近い自衛官が自殺し、国家公務員の中でも自衛官の自殺が突出して多いことが防衛省の調べで明らかになったことにつき、右の自衛官の自殺が多い問題以下、「自衛官自殺問題」というの背景にどのような要因があるか、また「自衛官自殺問題」に対してどのような防止策を講じているのかと問うたところ、「防衛省としては、自殺防止対策を強力に推進していかなければならないと認識しており、一般職の国家公務員の自殺の状況をも踏まえつつ、自衛官の自殺の原因等について分析及び検討をしているところである。」「防衛省においては、自衛官の自殺が発生した場合に、他の隊員に対する今後の精神的・心理的影響等をなるべく小さなものとするともに、併せて自殺防止対策に資することを目的として、精神医学及び心理学の専門家等を構成員とするアフターケアチームを自殺者が所属していた部隊等に派遣しており、このような活動を通じて、自殺の原因の特定・分析に努めているところである。」「防衛省として、自衛隊員の自殺防止については、防衛庁(当時)に設置された「自衛隊員のメンタルヘルスに関する検討会」による平成十二年十月六日の『自衛隊員のメンタルヘルスに関する提言』を踏まえ、二十四時間受付相談窓口を設置するなどのカウンセリング体制の充実、メンタルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底、自殺した隊員の身近な隊員や御遺族に対するアフターケア等の施策を検討し、実施してきたところである。」との答弁がなされている。しかし、防衛省が右の答弁のようにさま

ざまな施策を講じ、原因・分析に努めているといいながらも、事実二〇〇四年から二〇〇六年の三年間、自衛隊員の自殺者が国家公務員の中でも突出して多い現状は改善されていないのはなぜか。防衛省という組織の在り方自体に何らかの問題があり、その問題を解決しない以上、「自衛官自殺問題」は解決されないと考えるが、防衛省の見解如何。

二 海自横須賀基地所属の一等海士が二〇〇四年十月に自殺したことに対し、一等海士の両親が自殺の原因は上官によるいじめにあるとして上官の元二等海士を提訴したこと(以下、「二等海士自殺事件」という。)につき、「前回答弁書」では、「御指摘の件について、防衛省としては、民事訴訟法(平成八年法律第九号)に従って適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされているが、「二等海士自殺事件」につき、防衛省がい理由を明らかにされたい。

三 「二等海士自殺事件」が刑事事件にならなかった理由を明らかにされたい。

四 一で、「二等海士自殺事件」を含む「自衛官自殺問題」は、防衛省という組織の在り方自体に何らかの問題があることが原因であると防衛省が認識しているのならば、「二等海士自殺事件」について二のような答弁をするのではなく、全ての情報を開示し、防衛省という組織の問題点を全て明らかにすることによって初めて「自衛官自殺問題」の解決につながると考えるが、防衛省の見解如何。

内閣衆質一六八第二七二号
平成十九年十二月七日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する再質問に対する答弁書

一について
御指摘の「組織の在り方」の意味が必ずしも明らかではないが、防衛省として自殺防止対策については、中長期的な視点に立って、継続的に実施することが必要であると考えており、今後とも強力に推進してまいりたい。

二について
現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるので、防衛省としてお答えすることを差し控えたい。

三について
お尋ねについては、個別具体的な事件における海上自衛隊の警務隊の捜査活動の内容に係る事柄であるので、お答えすることを差し控えたい。

四について
防衛省としては、一について述べたとおり、今後とも、自殺防止対策については、強力に推進していくとともに、行政文書の開示に当たっては、関係法令に基づいて、適切に対処してまいりたい。

平成十九年十一月二十八日提出
質問 第一一七三号
沖縄における住宅防音工事に関する質問主意書
提出者 照屋 寛徳

沖縄における住宅防音工事に関する質問主意書

在沖米軍基地である嘉手納基地や普天間飛行場を離発着する戦闘機による騒音が、周辺住民の受忍限度を超えていることは、これまで何度も指摘をしてきた通りである。両基地からの騒音は、周辺住民にとって「殺人的爆音」と形容されるほど、ひどいものである。

嘉手納基地、普天間飛行場からの爆音は、周辺住民から静かな夜を奪い、住民らのささやかな願いは、「せめて夜だけでも静かに寝かせてほしい」というものである。嘉手納基地における未明・早朝の戦闘機離陸による爆音は、「うるささ」を超えて、爆音による心身に対する暴力ともいえよう。爆音による直接的な身体被害(健康被害)すら生じているのである。

二〇〇七年十一月二十六日、米本国での墜落事故を受け、飛行を中止していた嘉手納基地所属のF15戦闘機が、事故原因の究明も十分にされないまま、飛行再開となった。F15戦闘機の飛行再開による北谷町砂辺における騒音発生回数は、飛行中止期間の一日平均の約三・四倍にあたる百四十六回を記録していることが判明した。騒音レベルも同日午後四時頃には、百十一・六デシベルが計測されている。

このような嘉手納基地や普天間飛行場における

「殺人的爆音」から、周辺住民の生命・身体、安全を守り、静かな夜を取り戻すには、爆音源である両基地の速やかな閉鎖・撤去以外にない。

政府は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、いわゆる住宅防音工事を実施しているが、この対処療法ともいえるべき、周辺住民の生活に密着する基本的な基地負担軽減策である爆音対策すら、両基地においては十分に施行されず、政府の怠慢が続いている事を強く指摘せざるをえない。

以下、質問する。

一 嘉手納基地及び普天間飛行場の防音工事対象区域において、平成九年度から平成十八年度までの間に実施をした住宅防音工事の世帯数、実施に要した金額を、各基地、各年度の別に明らかにされたか。

二 平成十九年十月末現在における前記両基地の防音工事対象区域住民からの住宅防音工事希望届の受理件数、交付申込書配布件数、及び住宅防音工事希望したにも関わらず、同工事の実施を留保されている件数を、各基地及び町村の別に明らかにされたか。

三 前記両基地における住宅防音工事希望しながら留保されている住民が多数に上ると思われるが、留保の理由は何か。留保されている住宅防音工事の種類毎(新規、追加、外郭)の件数と共に明らかにされたか。

四 右各項目の状況をふまえ、両基地における住宅防音工事の現況に対する政府の所見及び今後の対処方針について明らかにされたか。

平成十九年十二月十一日 衆議院会議録第十五号

議長の報告

内閣衆質一六八第二七三三

平成十九年十二月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄における住宅防音工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄における住宅防音工事に関する質問に対する答弁書

一について

防衛施設庁(当時)が、平成九年度から平成十八年度までの間に、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一十号)第四条の規定等に基づき助成の措置を採った住宅防音工事の世帯数及び金額は、嘉手納飛行場関係では、平成九年度において、三千四百世帯、五十四億九千九百五十万円、平成十年度において、三千五百八十三世帯、五十八億七千七百五十万円、平成十一年度において、三千九百八十二世帯、五十六億七千七百五十万円、平成十二年度において、三千三百九十世帯、五十二億六千二百五十万円、平成十三年度において、三千三百七十九世帯、五十五億八千八百五十万円、平成十四年度において、三千三百五十二世帯、五十二億二千万円、平成十五年度において、三千二百八十三世帯、五十五億二千七百五十万円、平成十六年度において、三千二百四十八世帯、五十五億七千四百五十万円、平成十七年度において、三千七百二十五世帯、五十三億五千八百五十万円、平成十八年度において、二千九百九十一世帯、四十三億八千七百五十万円であり、普天間飛行場関係では、平成九年

度において、八百七十六世帯、十四億九千万円、平成十年度において、千四十三世帯、十七億五千七百五十万円、平成十一年度において、八百七十一世帯、十二億二千万円、平成十二年度において、九百四十三世帯、十二億三千万円、平成十三年度において、六百四十八世帯、八億一千万円、平成十四年度において、八百七十四世帯、九億四千四百五十万円、平成十五年度において、六百一十一世帯、七億五千万円、平成十六年度において、五百六十四世帯、五億八千七百五十万円、平成十七年度において、五百八十八世帯、四億七千万円、平成十八年度において、三百五十八世帯、二億九千九百五十万円である。

二から四までについて

平成十九年四月一日から十月末までの間に、新規防音工事、追加防音工事、外郭防音工事等の防音工事に係る住宅防音工事希望届(以下「希望届」という。)を受理した件数は、嘉手納飛行場関係では、宜野湾市一件、沖縄市百九十件、うるま市百八十八件、恩納村四件、読谷村八十六件、嘉手納町百四十六件、北谷町百九十六件、北中城村五件であり、普天間飛行場関係では、宜野湾市百六十六件、浦添市三件、北中城村九件である。同期間において、住宅防音事業補助金交付申込書(以下「申込書」という。)を配布した件数は、嘉手納飛行場関係では、宜野湾市三十一件、沖縄市四百六十九件、うるま市二百二十九件、恩納村一件、読谷村十四件、嘉手納町百七十八件、北谷町四百八十一件、北中城村三十件であり、普天間飛行場関係では、宜野湾市三百二十三件、浦添市三件、北中城村二十四件である。

また、お尋ねの「留保されている件数が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成十九年十月末現在において、希望届の提出を受けたが申込書の配布に至っていないものの件数は、嘉手納飛行場関係では、宜野湾市五件、沖縄市八百七十七件、うるま市五百三十三件、恩納村七件、読谷村百五十五件、嘉手納町六百六十件、北谷町五百三十件、北中城村十二件であり、普天間飛行場関係では、宜野湾市四百二十件、浦添市十一件、北中城村十六件である。新規防音工事、追加防音工事、外郭防音工事別の件数については、そのような集計を行っていないことから、お答えすることは困難である。

いずれにせよ、住宅防音工事については、従来から、予算の範囲内において、できる限り早期になされるべく努力しているところであるが、希望届の提出を受けたが申込書の配布に至っていないものがあることは認識しており、厳しい財政状況下ではあるが、今後とも、努力してまいりたい。

平成十九年十一月二十八日提出
質 問 第一一七 四 号

我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一六八第二二四号)及び「前々回答弁書(内閣衆質一六八第一八三三号)を踏まえ、再度質問する。

一 いわゆるテロ対策特別措置法を根拠として、

二〇〇一年十二月より二〇〇七年十一月一日まで続けられた、我が国の海上自衛隊によるインド洋における諸外国の軍隊等の艦船等に行つた油や水の補給活動(以下、「補給活動」という。)につき、政府が補給した油の購入先について、「前々回答弁書」では、「燃料については、外国で搭載しているものは、我が国の商社二社との随意契約により調達し、我が国内で搭載しているものは、競争参加資格登録企業を対象に競争入札により調達した。」との答弁がなされている。一方、前回質問主意書で右答弁にある「我が国の商社二社」及び競争参加資格登録を受け、競争入札により調達したという企業の具体名を問うたところ、「前回答弁書」では、「お尋ねの『我が国の商社二社』の名称については、これが公になることにより、当該商社の正当な利益等を害するおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。」との答弁がなされ、「我が国の商社二社」の具体名が明らかにされていない。政府は「前々回答弁書」で「我が国の商社二社」について、「艦船用燃料のうち外国で搭載している燃料については、テロ対策特措法に基づき協力支援活動開始当初の平成十三年に、石油会社や商社計十八社を対象に、外国での燃料供給能力に関する調査を行い、そのうち二社のみが現地での確実な供給能力があると判断されたことから、当該二社間で指名競争入札を実施し、落札した企業と契約を締結した。その後、供給能力を安定的に確保するためには、当該二社による供給が必要と判断されたことから、当該二社との間で随意契約を締結している。」と、「我が国の商社二社」と随意契約を結ぶに至った

経緯を説明しているところ、「我が国の商社二社」の具体名を明らかにすることが何をもって「当該商社の正当な利益等を害するおそれがある」と政府が考えるのか、その根拠を明確に説明されたい。

二 前回質問主意書で、「我が国の商社二社」のうち、指名競争入札の結果艦船用燃料の供給契約をどちらが獲得したかを問うたところ、「お尋ねの調達先企業の名称については、これが公になることにより、当該企業の正当な利益等を害するおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。」との答弁がなされているが、指名競争入札によつて契約を獲得した企業の名前を明かすことが何をもって「当該企業の正当な利益を害するおそれがある」と政府は考えるのか、その根拠を明確に説明されたい。

三 前回質問主意書で、「補給活動」で政府が補給した水を購入している現地業者とはどの業者かと具体名を問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの業者の名称については、これが公になることにより、当該業者の正当な利益等を害するおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。」との答弁がなされているが、「前々回答弁書」で政府が「最も確実に供給できると判断された現地業者と随意契約により調達した。」と答弁し、また、我が国国民の税金により水を購入している以上、どここの業者と随意契約を結び、購入しているか等、情報を開示することは政府の責務であると考えるところ、現地業者の具体名を明らかにすることが何をもって「当該業者の正当な利益等を害するおそれがある」と政府が考えるのか、その根拠を明確に説明されたい。

四 前回質問主意書で、外国で「補給活動」を行う際に、どの場所で燃料及び水の調達、搭載を行っているかと問うたところ、「前回答弁書」で「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、前回答弁書八についてでお答えしたとおりである。」と、「前々回答弁書」の「燃料及び水の調達、搭載を行った場所については、外国で搭載する場合、これを明らかにすることにより、関係国との信頼関係を損なうおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。」との答弁を踏襲しただけの答弁がなされている。前回質問主意書では、①「補給活動」に係る費用は全て我が国国民が支払う税金によりまかなわれており、「補給活動」に関する情報を可能な限り国民に対して開示することは政府の責務であると考えること②二〇〇七年八月十五日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六七第三号)では、「補給活動」について政府は「各国が海上阻止活動を展開し、継続するに当たり、我が国がテロ対策特措法に基づき実施している海上自衛隊による給油支援等は、その重要な基盤となっており、米国を含む各国から高く評価されている。」と答弁しているように、「補給活動」が国際的に高い評価を受けている中、「補給活動」が外国においてどの場所で行われているかを明らかにすることがなぜ「関係国との信頼関係を損なうおそれがある」と政府が考えるのか理解できないこと③の二点から、「補給活動」に際して燃料及び水の調達、搭載を行った場所を明らかにすることを求めたものである。右を明らかにすることが何をもって「関係国との信頼関係を損なう」ことに

なると政府が考えるのか、その根拠を明確に説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一六八第二七四号
平成十九年十二月七日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する第三回質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

調達先企業の名称を公にすることにより、例えば、「テロとの闘い」の趣旨に反対の意見を有する者等による当該企業を標的とした違法な妨害活動を誘発する等のおそれがあると考えられることから、先の答弁書(平成十九年十一月二十二日内閣衆質一六八第二二四号)一について、四について及び九についてのとおりお答えしたものである。

四について

政府としては、お尋ねの「補給活動」に際して燃料及び水の調達及び搭載を行った外国の場所については、関係国との関係でも非公表とすることが前提とされており、これを明らかにすることは、当該関係国との信頼関係を損なうおそれがあるものと考えている。

平成十九年十一月二十八日提出
質 問 第 二 七 五 号

元駐日中国大使館員への死刑判決に関する再
質問主意書

提出者 鈴木 宗男

元駐日中国大使館員への死刑判決に関する
再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第三三五号)を踏
まえ、再質問する。

一 二〇〇一年まで中国大使館員として我が国で
勤務していた、中国国際友好連絡会の王慶前氏
が、日本側に機密情報を漏洩したとして罪を問
われ、中国で死刑判決を言い渡されたことに對
して、「前回答弁書」で政府は「政府が行って
いる情報収集活動にかかわることについて具体的
に述べることは、対外的な関係において我が国
が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し
控えてきており、お尋ねについてお答えするこ
とは差し控えたい。」との答弁がなされている
が、前回質問主意書では、王慶前氏より我が国
に對して機密情報の漏洩があったのか、あつた
のならどの様な情報をもたらされたのか、王慶
前氏への死刑判決が我が国への情報漏洩に関
するものならば、政府は事実関係を明らかにす
るべきであると問うたのであり、政府が行って
いる情報収集活動について問ひ質しているの
ではない。王慶前氏より我が国に機密情報の漏洩
があつたのか否かを明らかにすることを再度求
める。

右質問する。

内閣衆質一六八第二七五号
平成十九年十二月七日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出元駐日中国大使館員
への死刑判決に関する再質問に對し、別紙答弁
書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出元駐日中国大使
館員への死刑判決に関する再質問に對する
答弁書

一 について

御指摘の者に対する裁判が開かれたか否かを
含め事実関係については中国政府より明らか
にされていない。我が国が、当該裁判をどの程
度把握しているかを含め政府が行っている情報
収集活動にかかわることであり、先の答弁書(平
成十九年十一月二十七日内閣衆質一六八第三
三五号)で述べたとおり、お尋ねについてお答
えることは差し控えたい。

平成十九年十一月二十八日提出
質 問 第 二 七 六 号

遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関する
再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

遺棄化学兵器処理に係わる調査研究に関す
る再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一四六号)を踏
まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、一九九九年、外務省主導

平成十九年十二月十一日 衆議院会議録第十五号 議長の報告

で内閣府に担当室が置かれた、旧日本軍が中国
で遺棄した化学兵器の処理事業(以下、「遺棄化
学兵器処理事業」という。)の処理技術の調査研
究を現在担当している外務省の外郭財団である
日本国際問題研究所(以下、「国問研」という。)
に對して、「平成十二年度から平成十五年度ま
で内閣府が遺棄化学兵器処理事業に係る経費と
して国問研に支払った金額は約百五十七億円で
あり、平成八年度から平成十五年度まで外務省
が遺棄化学兵器処理技術に係る経費として国問
研に支払った金額は約二十三億八千万円であ
る」との答弁がなされているが、右の内閣府か
ら「国問研」に支払われた約百五十七億円と、外
務省から支払われた約二十三億八千万円の内訳
をそれぞれ明らかにされたい。

二 「前回答弁書」では、「国問研」以外に「遺棄化
学兵器処理事業」の調査研究を行っている団体
に、内閣府からは社団法人日本防衛装備工業
会、財団法人化学物質評価研究機構、外務省か
らは株式会社小松製作所に、それぞれ遺棄化学
兵器前処理基礎実証試験、化学剤等分析、中国
における遺棄化学兵器処理に関する調査を委託
しているとの答弁がなされているが、では右の
三団体(以下、「三団体」という。)へそれぞれど
れだけの金額が支払われているか明らかにされ
たい。

三 「遺棄化学兵器処理事業」の調査研究を内閣府
と外務省がそれぞれ「三団体」に委託している
中、「国問研」は具体的にどのような役割を果た
しているのか明らかにされたい。「国問研は一
で示した、内閣府と外務省から支払われてきた
金額に見合うだけの調査研究を行い、然るべき

役割を果たしてきているのか説明されたい。

四 「前回答弁書」では、福岡県苅田町の海底で見
つかった旧日本軍の遺棄化学兵器の処理事業
(以下、「苅田町の遺棄化学兵器処理事業」とい
う。)の調査研究業務を安全保障研究所に委託す
るに至った入札価格を問うたところ、「お尋ね
の社団法人日米文化振興会安全保障研究所(以
下「安保研」という。)に對する調査研究委託につ
いては、一般競争入札の結果、契約額は九百八
万二千五百円である。」との答弁がなされている
が、「安保研」の他に「苅田町の遺棄化学兵器処
理事業」の調査研究業務を一般競争入札で委託
した企業はあるか。

五 「苅田町の遺棄化学兵器処理事業」の調査研究
に係る費用は約五千万円であり、一で示した、
「国問研」に支払われた金額を含む「遺棄化学兵
器処理事業」の調査研究に係る費用と比較する
と、「遺棄化学兵器処理事業」に係る費用が格段
に大きいのはなぜかと前回質問主意書で問うた
ところ、「前回答弁書」で「外務省として、中国
で発見された砲弾等が旧日本軍の化学兵器であ
るかに對してまず鑑定を行う必要があつたこと
と、また、内閣府として、長期間土中等に埋設
されている大量の遺棄化学兵器を迅速に発掘・
回収及び廃棄処理するというどの国も取り組ん
だことのない事業であること、加熱爆破炉の実
証性実験など、所要の実験を積み重ねる必要が
あつたこと等、苅田港における老朽化学兵器
処理事業とは異なる事情があり、十分な調査研
究等を慎重かつ広範に実施していく必要があつ
たことから、中国における遺棄化学兵器処理事
業の調査に関する経費と苅田港における老朽化

化学兵器の処理技術等の調査に関する経費とを一概に比較することは困難である。」との答弁がなされている。しかし、「前回答弁書」で政府は同時に「遺棄化学兵器処理技術に係る調査研究については、その対象範囲が明確でない」と答弁しており、政府自身「遺棄化学兵器処理事業」の調査研究について詳細を把握していないことを明らかにしている。更に、「国問研」と「三団体」の「遺棄化学兵器処理事業」の調査研究における役割分担が明確でない中、一で示した「国問研」に支払われた金額を含む「遺棄化学兵器処理事業」の調査研究に要した費用は不透明であり、政府が右答弁で「一概に比較することは困難である」とし、「遺棄化学兵器処理事業」と「刈田町の遺棄化学兵器処理事業」に要した金額の違いの妥当性を説明する根拠としては弱いと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質一六八第二七六号
平成十九年十二月七日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出遺棄化学兵器処理に係る調査研究に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出遺棄化学兵器処理に係る調査研究に関する再質問に対する答弁書

一について
お尋ねの金額の内訳は、内閣府(旧総理府を含む。以下同じ。)については、平成十二年度が

約十七億六千万円、平成十三年度が約四十億四千万円、平成十四年度が約六十億五千万円、平成十五年度が約三十八億五千万円であり、外務省については、平成八年度が約四億二千万円、平成九年度が約四億八千万円、平成十年度が約四億四千万円、平成十一年度が約五億円、平成十二年度が約一億五千万円、平成十三年度が約二億五千万円、平成十四年度が約一億一千万円、平成十五年度が約三千万円である。

二について

お尋ねの金額は、内閣府については、社団法人日本防衛装備工業会に対するものが平成十二年度及び平成十三年度に約三億円、財団法人化学物質評価研究機構に対するものが平成十二年度及び平成十三年度に約二億二千万円であり、外務省については、株式会社小松製作所に対するものが平成五年度から平成七年度までの間に約九千万円である。

三について

内閣府及び外務省は、中国国内における遺棄化学兵器埋設地区における現地調査、当該地区における環境や安全性に十分に配慮した発掘回収調査、遺棄化学兵器の無害化処理技術の研究及び提案等の業務を財団法人日本国際問題研究所(以下「国問研」という。)に委託してきたところであり、国問研は、委託された業務を適切に行ってきたものと考えている。なお、内閣府が、社団法人日本防衛装備工業会に委託した業務は、有毒発炎筒の前処理基礎実証試験を実施し、その有効性を確認するためのものであり、財団法人化学物質評価研究機構に委託した業務は、中国における遺棄化学兵器の処理に関連する分析技術の検討、環境試料中の化学剤等のサ

ンプリング分析方法の検討等である。また、外務省が、株式会社小松製作所に委託した業務は、国問研に軍縮・不拡散促進センターが附置される以前の遺棄化学兵器処理事業の初期段階において、民間の専門家の協力を得ながら、中国各地における遺棄化学兵器の探査・発掘・鑑定等の作業を行う現地調査等である。

外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する第三回質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六八第二四二号)を踏まえ、再度質問する。
一 「前回答弁書」では、現在外務省で局長職に就いている十名の中で、二〇〇七年十月十一日号の「週刊新潮」七十四頁のコラム(以下、「コラム」という。)の中で、自身が貯めたマイレージを利用して航空機の座席をアップグレードした旨述べた外務省局長とは誰かを明らかにするために、外務省大臣官房において行われた確認作業(以下、「確認」という。)について、「先の答弁書」(平成十九年十一月十六日内閣衆質一六八第一九五号)一及び二について述べたとおり、御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言については、大臣官房において確認し、その旨を明確にお答えしてきている。」との答弁がなされているが、大臣官房において、本年十月十一日から同年同月十六日の間に、十名の局長に対して「確認」が行われたことはこれまでの政府答弁書から当方も既に承知している。当方が問うているのは、「確認」が行われたか否かではなく、①「確認」を行った人物の官職氏名、②「確認」の具体的方法、③十名の局長の「確認」に対するそれぞれの具体的な回答内容の三点である。右三点が未だ明らかにされていないところ、右三点に対する具体的回答を再度求める。

五について

前回答弁書平成十九年十一月二日内閣衆質一六八第一四六号)において「遺棄化学兵器処理技術に係る調査研究については、その対象範囲が明確でない」としたのは、お尋ねの遺棄化学兵器処理技術の「対象範囲」が明確でないという趣旨であり、調査研究の詳細を把握していないということではない。

また、三について述べたとおり、国問研と社団法人日本防衛装備工業会等の役割分担は明確であり、遺棄化学兵器処理事業の調査研究に要した費用が不透明であるとの御指摘は当たらないと考える。

したがって、前回答弁書における「遺棄化学兵器処理事業」と「刈田町の遺棄化学兵器処理事業」に要した金額の違いの妥当性の説明は、適切になされているものと考えている。

平成十九年十一月二十九日提出
質問 第二一七 七号
外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二 「前回答弁書」では、外務省職員が公費で出張する際にマイレージを取得し、それを利用することを外務省として禁止していないのか否か、また、行財政改革の推進により、種々国民負担が増大している現在、外務省職員が税金によりマイレージを取得し、それを私的に利用するこ

とは国民の理解を得られるのかとの問いに対し、「出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用している」ということはなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていないことは先の答弁書(平成十九年十一月十六日内閣衆質一六八第一九五号)四について等で繰り返し述べたとおりである。なお外務省職員もその適用を受ける国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五法律第十四号)では、マイレージの取得又は利用を禁止する規定はない。」との答弁がなされている。右答弁にあるように、法律でマイレージの取得及び私的利用は禁じられていないとしても、国家公務員、その中でもとりわけ海外出張の機会が多い外務省職員は、「コラム」にあるような特権意識を持つのではなく、公費出張の際には私的なマイレージの取得を差し控える、または公費出張の際に私的にマイレージを取得した場合は、何らかの形で国庫に納める等、進んで自らを律することにより、初めて外務省は国民の理解、信頼を得られ、国民の支持を背景に外交活動に専念でき、我が国の国益に資すると考えるが、外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第二七七号

平成十九年十二月七日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十九年十二月十一日 衆議院会議録第十五号

議長長の報告

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねのあった事項については、記録は作成しておらずお答えすることはできない旨、先の答弁書(平成十九年十一月十六日内閣衆質一六八第一五八号)一から三までについて等で繰り返し述べたとおりである。

二について

出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用しているということとはなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていないことは先の答弁書(平成十九年十一月十七日内閣衆質一六八第二四二号)五及び六について等で繰り返し述べたとおりである。

平成十九年十一月二十九日提出
質問 第二七 八 号

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する質問主意書

外務省からの大使公邸に勤務する料理人(以下、「公邸料理人」という。)の給与への補助(以下、「補助」という。)につき、これまで提出してきた質問主意書に対する政府答弁書(内閣衆質一六八第七一号、一二二号、一六〇号、一九八号、二六六号)の内容を踏まえ、以下質問する。

一 二〇〇七年十月十六日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第七一号)では、直近五年の大使手当の予算計上額について、平成十五年が約九億二千万円、平成十六年度が約九億三千万円、平成十七年度が約九億四千万円、平成十八年度が約九億八千万円及び平成十九年度が約十億三千万円であることが明らかにされているが、右を支給対象となる大使全員の人数で除すると、大使手当は大使一人当たりいくらか支給されているのか明らかにされたい。

二 一の大使手当は、年度ごとに精算されているか。我が国において、年度ごとに予算の概算要求がなされる時、前年度にどれだけの金額が必要とされたかを参考とする、いわゆる前年度主義が採用されていると承知するが、一の大使手当が予算計上される際に、各大使により大使手当が精算され、大まかにでも大使手当の使用項目が示され、具体的にどれくらいの手当が必要であると、予算要求の根拠が示されているか。

三 「公邸料理人」への給与は、本来は各在外公館の長たる大使への大使手当より出され、その不足分をまかなうために「補助」がなされているものと承知するが、そもそも「公邸料理人」に対して給与を支払うのに、一の大使一人当たりを支払われている大使手当だけでは不足し、更に外務省からの「補助」を必要とする根拠を、二の大使手当の予算要求の際の根拠と合わせて説明されたい。

四 二で、年度ごとの大使手当が精算されておらず、予算要求の際の具体的な根拠も示されていないのならば、なぜ「補助」が必要であるといえるのか。現在百八の大使公邸に勤務する百六十六人の「公邸料理人」に対する一人当たりの「補助」の金額及び「公邸料理人」が従事する公的会食業務の回数並びにそれに要した金額をそれぞれ明らかにされたいとの質問に対して、これまでの政府答弁書(内閣衆質一六八第一二二号、一六〇号、一九八号、二二六号)ではいずれも「整理の作業が膨大となる」との理由で外務省は答弁を避け、詳細な説明を避けている。行財政改革の必要性が叫ばれ、国民に対して種々負担増大を強いている中で、外務省が右のように情報の開示をせず、根拠が曖昧なままで「補助」を出しているのならば、国民の理解を全く得られないと考えるが、外務省の見解如何。

五 二で、年度ごとの大使手当が精算されておらず、予算要求の際の具体的な根拠も示されていないまま「補助」が出されているのならば、行財政改革の必要性が叫ばれている現在、「補助」を見直し、削減の対象とすべきであると考え、外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第二七八号

平成十九年十二月七日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「大使手当」の意味が必ずしも明らかではないが、在外公館に勤務する特命全權大使（以下「大使」という。）には、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号。以下「名称位置給与法」という。）に基づき在勤手当が支給される。お尋ねの予算額を該年度の大使の定員数で除した額は、平成十五年度が約七百四十二万円、平成十六年度が約七百五十万円、平成十七年度が約七百五十二万円、平成十八年度が約七百八十四万円及び平成十九年度が約七百八十六万円である。

二について

在勤手当は、名称位置給与法に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するために支給されており、各年度の予算計上額は、それぞれの在外公館の所在地における物価、為替相場等を勘案して定められている。

三から五までについて

在外公館長又はこれに準ずる者が雇用した料理人のうち外務大臣が公的会食業務に従事する資格があると認めた者については、我が国の外交活動の一環として重要な意義を有する公的会食業務に従事することから給与補助を行っているものである。

平成十九年十一月二十九日提出
質問 第二七九号

「フィブリノゲン調査チーム」及び「フィブリノゲン調査検討会」等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

「フィブリノゲン調査チーム」及び「フィブリノゲン調査検討会」等に関する質問主意書

書

厚生労働省「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」（以下、フィブリノゲン調査チーム）、「フィブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」（以下、フィブリノゲン調査検討会）のあり方、厚生労働省「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」（以下、相談窓口）等について、質問する。

一 十一月中旬に最終報告を発表するというフィブリノゲン調査チームについて、舛添大臣は「すべてを含めて洗いざらい、今調査を既に始めております」と答弁している。

① 一九八七年の青森県三沢市のC型肝炎集団感染の報告を受けたときの厚生労働省の対応、

② 二〇〇二年の四一八例の報告を受けたときの厚生労働省の対応、双方について、フィブリノゲン調査チームは、調査したか。調査していない場合、それはなぜか。いつ調査しないことと決めたのか。

二 厚生労働省は、いつフィブリノゲン調査検討会の設置を決めたのか。

三 フィブリノゲン調査検討会の「構成員」を決めたのは、だれか。

四 「フィブリノゲン調査検討会」は、伊藤渉厚生

労働大臣政務官の参加の下に進める」とは、どのような意味か。伊藤大臣政務官の役職は何か。権限は何か。

五 厚生労働省の担当者によると、フィブリノゲン投与患者の実態調査については、フィブリノゲン調査検討会で行うとのことである。

先に設置されたフィブリノゲン調査チームで行わないのはなぜか。

六 厚生労働省「相談窓口」への十一月三十日まで相談件数をお教え願いたい。

七 質問二四五号の問三④「代表的な相談内容」について「肝炎の治療に対する医療費の助成に関する事項が最も多い」旨ご回答いただいた。全体の何割、何件か。

八 厚生労働省「相談窓口」の「代表的な相談内容」のうち、「肝炎治療の医療費助成」に続く相談は何か。二番目、三番目に多い相談内容と、それらの割合、件数についてお教え願いたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第二七九号
平成十九年十二月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出「フィブリノゲン調査チーム」及び「フィブリノゲン調査検討会」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出「フィブリノゲン調査チーム」及び「フィブリノゲン調査検討会」等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの点については、「フィブリノゲン資

料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム（以下「調査チーム」という。）において調査を行い、その最終報告書において調査結果が公表されている。

二について

お尋ねについては、平成十九年十一月二十六日に「フィブリノゲン製剤投与後の四百十八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」（以下「検討会」という。）の設置について、舛添厚生労働大臣の了解を得たものである。

三について

検討会の構成員については、舛添厚生労働大臣の了解を得て、医薬食品局長が決定したものである。

四について

伊藤厚生労働大臣政務官については、その職務に、厚生労働大臣を助け、医薬食品局の所掌事務に係る政策及び企画に参画し、政務を処理することが含まれていることを踏まえ、検討会に参加し、政務の処理の一環として、その進め方等に関し必要に応じて指示をすることとされているものである。

五について

お尋ねについては、御指摘の調査を行うことが、平成十九年十月十九日に存在が確認された資料の収集から公表に至る経緯等について調査を行うという調査チームの設置目的に含まれていないからである。

六について

お尋ねの件数は六千六百五十九件である。

七について

お尋ねについては、六についてでお答えした件数（以下「相談件数」という。）の四割程度の二

千三百五十七件となっている。
八について

平成十九年十一月三十日までに「フイブリノ
ゲン製剤等に関する相談窓口」において受けた
相談のうち、二番目に多い相談内容は、過去に
出産、手術等をしたが大丈夫かというものであ
り、その件数は相談件数の三割程度の二千七十
七件となっている。また、三番目に多い相談内
容は、肝炎ウイルス検査は必要であるのか、そ
れはどこで受けられるかというものであり、そ
の件数は相談件数の二割程度の千六百八件と
なっている。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回
復分配金の支払等に関する法律案
右の議案を提出する。

平成十九年十二月五日

提出者

財務金融委員長 原田 義昭

目次

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害
回復分配金の支払等に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 預金口座等に係る取引の停止等の措置
(第三条)

第三章 預金等に係る債権の消滅手続(第四
条―第七条)

第四章 被害回復分配金の支払手続

第一節 通則(第八条・第九条)

第二節 手続の開始等(第十条・第十一条)

第三節 支払の申請及び決定等(第十二条―
第十五条)

第四節 支払の実施等(第十六条・第十七条)
第五節 手続の終了等(第十八条―第二十五
条)

第五章 預金保険機構の業務の特例等(第二十
六条―第三十条)

第六章 雑則(第三十一条―第四十二条)

第七章 罰則(第四十三条―第四十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、預金口座等への振込みを利
用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を
受けた者に対する被害回復分配金の支払等のた
め、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復
分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行
為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な
回復等に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に
掲げるものをいう。

一 銀行

二 信用金庫

三 信用金庫連合会

四 労働金庫

五 労働金庫連合会

六 信用協同組合

七 信用協同組合連合会

八 農業協同組合

九 農業協同組合連合会

十 漁業協同組合

十一 漁業協同組合連合会

十二 水産加工業協同組合

十三 水産加工業協同組合連合会

十四 農林中央金庫

十五 商工組合中央金庫

2 この法律において「預金口座等」とは、預金口
座又は貯金口座(金融機関により、預金口座又
は貯金口座が犯罪行為に利用されたこと等を理
由として、これらの口座に係る契約を解約しそ
の資金を別段預金等により管理する措置がとら
れている場合におけるこれらの口座であつたも
のを含む。)をいう。

3 この法律において「振込利用犯罪行為」とは、
詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為で
あつて、財産を得る方法としてその被害を受け
た者からの預金口座等への振込みが利用され
たものをいう。

4 この法律において「犯罪利用預金口座等」と
は、次に掲げる預金口座等をいう。

一 振込利用犯罪行為において、前項に規定す
る振込みの振込先となつた預金口座等

二 専ら前号に掲げる預金口座等に係る資金を
移転する目的で利用された預金口座等であつ
て、当該預金口座等に係る資金が同号の振込
みに係る資金と実質的に同じであると認めら
れるもの

5 この法律において「被害回復分配金」とは、第
七条の規定により消滅した預金又は貯金(以下
「預金等」という。)に係る債権の額に相当する額
の金銭を原資として金融機関により支払われ
た財産の価額を基礎として第四章の規定により

その金額が算出されるものをいう。

第二章 預金口座等に係る取引の停止等の
措置

第三条

金融機関は、当該金融機関の預金口座等
について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な
利用に関する情報の提供があることその他の
事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑
いがあると認めるときは、当該預金口座等に係
る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとす
る。

2 金融機関は、前項の場合において、同項の預
金口座等に係る取引の状況その他の事情を勘案
して当該預金口座等に係る資金を移転する目的
で利用された疑いがある他の金融機関の預金口
座等があると認めるときは、当該他の金融機関
に対して必要な情報を提供するものとする。

第三章 預金等に係る債権の消滅手続
(公告の求め)

第四条 金融機関は、当該金融機関の預金口座等
について、次に掲げる事由その他の事情を勘案
して犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる
相当な理由があると認めるときは、速やかに、
当該預金口座等について現に取引の停止等の措
置が講じられていない場合においては当該措置
を講ずるとともに、主務省令で定めるところに
より、預金保険機構に対し、当該預金口座等に
係る預金等に係る債権について、主務省令で定
める書類を添えて、当該債権の消滅手続の開始
に係る公告をすることを求めなければならない。
一 捜査機関等から当該預金口座等の不正な利
用に関する情報の提供があつたこと。

二 前号の情報その他の情報に基づいて当該預金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害の状況について行った調査の結果 三 金融機関が有する資料により知ることができるときは、当該預金口座等の名義人の住所その他の連絡の方法による当該名義人の所在その他の状況について行った調査の結果 四 当該預金口座等に係る取引の状況 二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。 一 前項に規定する預金口座等についてこれに係る預金等の払戻しを求める訴え(以下この章において「払戻しの訴え」という。)が提起されているとき又は当該預金等に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮処分の手続その他主務省令で定める手続(以下この章において「強制執行等」という。)が行われているとき。 二 振込利用犯罪行為により被害を受けたと認められる者の状況その他の事情を勘案して、この法律に規定する手続を実施することが適当でないと認められる場合として、主務省令で定める場合に該当するとき。 三 金融機関は、第一項の預金口座等に係る取引の状況その他の事情を勘案して当該預金口座等に係る資金を移転する目的で利用されたと疑うに足りる相当な理由がある他の金融機関の預金口座等があると認めるときは、当該他の金融機関に対し、同項の預金口座等に係る主務省令で定める事項を通知しなければならない。 (公告等) 第五条 預金保険機構は、前条第一項の規定によ	る求めがあったときは、遅滞なく、当該求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類の内容に基づき、次に掲げる事項を公告しなければならない。 一 前条第一項の規定による求めに係る預金口座等(以下この章において「対象預金口座等」という。)に係る預金等に係る債権(以下この章において「対象預金等債権」という。)についてこの章の規定に基づく消滅手続が開始された旨 二 対象預金口座等に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号 三 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称 四 対象預金等債権の額 五 対象預金口座等に係る名義人その他の対象預金等債権に係る債権者による当該対象預金等債権についての金融機関への権利行使の届出又は払戻しの訴えの提起若しくは強制執行等(以下「権利行使の届出等」という。)に係る期間 六 前号の権利行使の届出の方法 七 払戻しの訴えの提起又は強制執行等に関する参考となるべき事項として主務省令で定めるもの(当該事項を公告することが困難である旨の金融機関の通知がある事項を除く。) 八 第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等がないときは、対象預金等債権が消滅する旨 九 その他主務省令で定める事項 二 前項第五号に掲げる期間は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して六十日以上でなければならない。 三 預金保険機構は、前条第一項の規定による求	めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類に形式上の不備があると認めるときは、金融機関に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 四 金融機関は、第一項第五号に掲げる期間内に対象預金口座等に係る振込利用犯罪行為により被害を受けた旨の申出をした者があるときは、その者に対し、被害回復分配金の支払の申請に關し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。 五 第一項から第三項までに規定するもののほか、第一項の規定による公告に關し必要な事項は、主務省令で定める。 (権利行使の届出等の通知等) 第六条 金融機関は、前条第一項第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等があったときは、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。 二 金融機関は、前条第一項第五号に掲げる期間内に対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことが明らかになったときは、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。 三 預金保険機構は、前二項の規定による通知を受けたときは、預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨を公告しなければならない。 (預金等に係る債権の消滅) 第七条 対象預金等債権について、第五条第一項第五号に掲げる期間内に権利行使の届出等がなく、かつ、前条第二項の規定による通知がないときは、当該対象預金等債権は、消滅する。この場合において、預金保険機構は、その旨を公告しなければならない。	第四章 被害回復分配金の支払手続 第一節 通則 (被害回復分配金の支払) 第八条 金融機関は、前条の規定により消滅した預金等に係る債権(以下この章及び第三十七条第二項において「消滅預金等債権」という。)の額に相当する額の金銭を原資として、この章の定めるところにより、消滅預金等債権に係る預金口座等(以下この章において「対象預金口座等」という。)に係る振込利用犯罪行為(対象預金口座等が第二項第四項第二号に掲げる預金口座等である場合にあつては、当該預金口座等に係る資金の移転元となつた同項第一号に掲げる預金口座等に係る振込利用犯罪行為。以下この章において「対象犯罪行為」という。)により被害を受けた者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であつてこれにより財産を失つたもの(以下この章において「対象被害者」という。)に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。 二 金融機関は、対象被害者について相続その他の一般承継があつたときは、この章の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。 三 前二項の規定は、消滅預金等債権の額が千円未満である場合は、適用しない。この場合において、預金保険機構は、その旨を公告しなければならない。 (被害回復分配金の支払を受けることができる者) 第九条 前条の規定にかかわらず、次の各号のい
--	---	---	--

ずれかに該当する者は、被害回復分配金の支払を受けることができない。

一 対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害の全部について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る。)における当該対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人

二 対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、当該対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、当該対象犯罪行為により財産を失ったことについて自己に不法な原因がある者その他被害回復分配金の支払を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

第二節 手続の開始等

(公告の求め)

第十条 金融機関は、第七条の規定により預金等に係る債権が消滅したとき(第八条第三項に規定する場合を除く。)は、速やかに、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、その消滅に係る消滅預金等債権について、主務省令で定める書類を添えて、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告をすることを求めなければならない。

2 前項の規定は、対象預金口座等に係るすべての対象被害者又はその一般承継人が明らかであり、かつ、これらの対象被害者又はその一般承継人のすべてから被害回復分配金の支払を求め

る旨の申出があるときは、適用しない。この場合において、金融機関は、預金保険機構にその旨を通知しなければならない。

(公告等)

第十一条 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、当該求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類の内容に基づき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第一項の規定による求めに係る消滅預金等債権についてこの章の規定に基づく被害回復分配金の支払手続が開始された旨
- 二 対象預金口座等(対象預金口座等が第二条第四項第二号に掲げる預金口座等である場合における当該対象預金口座等に係る資金の移転元となつた同項第一号に掲げる預金口座等を含む。次号において同じ。)に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別及び口座番号
- 三 対象預金口座等の名義人の氏名又は名称
- 四 消滅預金等債権の額
- 五 支払申請期間
- 六 被害回復分配金の支払の申請方法
- 七 被害回復分配金の支払の申請に関し参考となるべき事項として主務省令で定めるもの(当該事項を公告することが困難である旨の金融機関の通知がある事項を除く。)
- 八 その他主務省令で定める事項

2 前項第五号に掲げる支払申請期間(以下この章において単に「支払申請期間」という。)は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

3 預金保険機構は、前条第一項の規定による求めに係る書面又は同項に規定する主務省令で定める書類に形式上の不備があると認めるときは、金融機関に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 金融機関は、対象犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を適切に講ずるものとする。

5 第一項から第三項までに規定するもののほか、第一項の規定による公告に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三節 支払の申請及び決定等

(支払の申請)

第十二条 被害回復分配金の支払を受けようとする者は、支払申請期間(第十条第二項の規定による通知があつた場合においては、金融機関が定める相当の期間。以下同じ。)内に、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、対象預金口座等に係る金融機関に申請をしなければならない。

- 一 申請人が対象被害者又はその一般承継人であることの基礎となる事実
- 二 対象犯罪行為により失われた財産の価額
- 三 控除対象額(対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は

賠償がされた場合に限る。)における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。)

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による申請をした対象被害者又はその一般承継人(以下この項において「対象被害者等」という。)について、当該申請に対する次条の規定による決定が行われるまでの間に一般承継があつたときは、当該対象被害者等の一般承継人は、支払申請期間が経過した後であつても、当該一般承継があつた日から六十日以内に限り、被害回復分配金の支払の申請をすることができる。この場合において、当該一般承継人は、主務省令で定めるところにより、前項に規定する申請書に同項第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、これを対象預金口座等に係る金融機関に提出しなければならない。

3 前二項の規定による申請は、対象犯罪行為に係る第二条第三項に規定する振込みの依頼をした金融機関を経由して、行うことができる。

(支払の決定)

第十三条 金融機関は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、支払申請期間が経過したときは、遅滞なく、同条第一項又は第二項に規定する申請書及び資料等に基づき、その申請人が被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当するか否かの決定をしなければならない。同条第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る一般承継があつた日から六十日が経過したときも、同様とする。

2 金融機関は、被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当する旨の決定(以下「支払該当者決定」という。)をするに当たっては、その犯罪被害額(対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除した額をいう。以下同じ。)を定めなければならない。この場合において、支払該当者決定を受ける者で同一の対象被害者の一般承継人であるものが二人以上ある場合におけるその者に係る犯罪被害額は、当該対象被害者に係る対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除した額を当該一般承継人の数で除して得た額とする。 3 前項後段に規定する場合において、当該支払該当者決定を受ける者のうちに各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について合意をした者があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該合意をした者に係る犯罪被害額は、同項後段の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合を乗じて得た額とする。 4 前二項に定めるもののほか、犯罪被害額の認定の方法については、主務省令で定める。(書面の送付等) 第十四条 金融機関は、前条の規定による決定を行ったときは、速やかに、その内容を記載した書面を申請人に送付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、申請人の所在が知れないときその他同項の書面を送付することができないときは、金融機関において当該書面を保管し、いつでも申請人に交付すべき旨を明らかにする措置として主務省令で定める措置をとることをもって同項の規定による送付に代えることができる。 (決定表の作成等) 第十五条 金融機関は、第十三条の規定による決定を行ったときは、次に掲げる事項を記載した決定表を作成し、申請人の閲覧に供するため、これを主務省令で定める場所に備え置かなければならない。 一 支払該当者決定を受けた者の氏名又は名称及び当該支払該当者決定において定められた犯罪被害額(支払該当者決定を受けた者がないときは、その旨) 二 その他主務省令で定める事項 第四節 支払の実施等 (支払の実施等) 第十六条 金融機関は、すべての申請に対する第十三条の規定による決定を行ったときは、遅滞なく、支払該当者決定を受けた者に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。 2 前項の規定により支払う被害回復分配金の額は、支払該当者決定により定めた犯罪被害額の総額(以下この項において「総被害額」という。)が消滅預金等債権の額を超えるときは、この額に当該支払該当者決定を受けた者に係る犯罪被害額の総被害額に対する割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その他のときは、当該犯罪被害額とする。 3 金融機関は、第一項の規定により支払う被害回復分配金の額を決定表に記載し、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。	4 預金保険機構は、前項の規定による通知を受けたときは、第一項の規定により支払う被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨を公告しなければならない。 (支払該当者決定後の一般承継人に対する被害回復分配金の支払) 第十七条 金融機関は、支払該当者決定が行われた者について一般承継があつた場合において、その者に支払うべき被害回復分配金でまだ支払っていないものがあるときは、その者の一般承継人であつて当該一般承継があつた日から六十日以内に届出をしたものに対し、未払の被害回復分配金を支払わなければならない。この場合において、当該一般承継人は、主務省令で定めるところにより、届出書を金融機関に提出しなければならない。 2 前項の規定により届出をした一般承継人が二人以上ある場合における当該一般承継人に支払う被害回復分配金の額は、同項に規定する未払の被害回復分配金の額を当該一般承継人の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該一般承継人のうちに各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について合意をした者があるときは、当該合意をした者に支払う被害回復分配金の額は、この項本文の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。	第五節 手続の終了等 (公告) 第十八条 金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、預金保険機構に対し、被害回復分配金の支払手続の終了に係る公告をすることを求めなければならない。 一 第十二条第一項又は第二項の規定による申請がないとき。 二 第十二条第一項又は第二項の規定による申請のすべてについて第十三条の規定による決定があつた場合において、支払該当者決定を受けた者がないとき。 三 前節又は第二十二條第二項の規定により支払うべき被害回復分配金のすべてについて、同節の規定によりこれを支払い、又は同項に規定する措置をとつたとき。 四 対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことが明らかになったとき。 2 預金保険機構は、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、被害回復分配金の支払手続が終了した旨を公告しなければならない。 (預金保険機構への納付) 第十九条 金融機関は、第八条第三項又は前条第二項の規定による公告があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額に相当する額の金銭を、預金保険機構に納付しなければならない。 一 第八条第三項の規定による公告があつたとき又は前条第二項の規定による公告があつた場合において被害回復分配金の支払を行わな
---	---	---

かつたとき。 消滅預金等債権の額

二 前条第二項の規定による公告があつた場合において、当該公告に係る対象預金口座等について支払つた被害回復分配金の額の合計額が消滅預金等債権の額に満たないとき。 消滅預金等債権の額から当該被害回復分配金の額の合計額を控除した額

(犯罪被害者等の支援の充実等)

第二十條 預金保険機構は、前条(第二十四條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により金銭の納付を受けたときは、当該納付を受けた金銭の額から当該金銭の額に第二十五條第四項の規定による支払に要する費用の額を考慮して主務省令で定める割合を乗じて得た額を控除した額の金銭を、主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとする。

2 預金保険機構は、前項の主務省令で定める割合を乗じて得た額の金銭について、その全部又は一部が第二十五條第四項の規定による支払のため必要がなくなつたときは、前項の主務省令で定めるところにより、これを犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとする。

(損害賠償請求権等との関係)

第二十一條 被害回復分配金を支払つたときは、その支払を受けた者が有する当該被害回復分配金に係る対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支払を受けた額の限度において消滅する。

2 金融機関が第二十五條第一項又は第二項の規定による支払を行った場合において、その支払

を受けた者が第四條第一項の規定の適用その他の前章又はこの章に規定する手続の実施に關し損害賠償請求権その他の請求権を有するときは、当該請求権は、その支払を受けた額の限度において消滅する。

(被害回復分配金の支払を受ける権利の消滅等)

第二十二條 被害回復分配金の支払手続において、被害回復分配金の支払を受ける権利は、第十六條第四項(次項又は第二十四條第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による公告があつた時から六月間行使用しないときは、消滅する。

2 金融機関は、前項の規定により被害回復分配金の支払を受ける権利が消滅した場合において、同一の対象預金口座等に係る被害回復分配金の支払について他に支払該当事者決定を受けた者(被害回復分配金の支払を受ける権利が消滅した者を除く。以下「他の支払該当事者」という。)があり、かつ、他の支払該当事者について既に支払つた被害回復分配金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る被害回復分配金の額に相当する額の金銭を原資として、前節の規定の例により、他の支払該当事者又はその一般承継人に対し、被害回復分配金の支払をしなければならない。ただし、同項に規定する者から返還を受けた額が千円未満である場合は、この限りでない。

3 第一項に規定する者から返還を受けた金銭の預金保険機構への納付については、第十九條の規定の例による。

(犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合における支払の請求等)

第二十五條 対象預金口座等に係る名義人その他の消滅預金等債権に係る債権者(以下この条において「名義人等」という。)は、第八條第三項又は第十八條第二項の規定による公告があつた後において、対象預金口座等に係る金融機関に対し第五條第一項第五号に掲げる期間内に同号の

ことができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(不正の手段により支払を受けた場合の返還等)

第二十四條 金融機関は、偽りその他不正の手段により被害回復分配金の支払を受けた者があるときは、その者からの被害回復分配金の返還に係る措置を適切に講ずるものとする。

2 金融機関は、前項に規定する者から被害回復分配金の返還を受けた場合において、他の支払該当事者があり、かつ、他の支払該当事者について既に支払つた被害回復分配金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、返還を受けた額に相当する額の金銭を原資として、前節の規定の例により、他の支払該当事者又はその一般承継人に対し、被害回復分配金の支払をしなければならない。ただし、同項に規定する者から返還を受けた額が千円未満である場合は、この限りでない。

3 第一項に規定する者から返還を受けた金銭の預金保険機構への納付については、第十九條の規定の例による。

(犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合における支払の請求等)

第二十五條 対象預金口座等に係る名義人その他の消滅預金等債権に係る債権者(以下この条において「名義人等」という。)は、第八條第三項又は第十八條第二項の規定による公告があつた後において、対象預金口座等に係る金融機関に対し第五條第一項第五号に掲げる期間内に同号の

権利行使の届出を行わなかつたことについてのやむを得ない事情その他の事情、当該対象預金口座等の利用の状況及び当該対象預金口座等への主要な入金の原因について必要な説明が行われたこと等により、当該対象預金口座等が犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合には、当該金融機関に対し、消滅預金等債権の額に相当する額の支払を請求することができる。

2 名義人等は、対象預金口座等について、当該対象預金口座等に係る金融機関に対し第五條第一項第五号に掲げる期間内に同号の権利行使の届出を行わなかつたことについてのやむを得ない事情その他の事情について必要な説明を行った場合において、対象犯罪行為による被害に係る財産以外の財産をもって当該対象預金口座等への振込みその他の方法による入金が行われているときは、第八條第三項又は第十八條第二項の規定による公告があつた後において、当該対象預金口座等に係る金融機関に対し、消滅預金等債権の額から当該入金以外の当該対象預金口座等へのすべての入金の合計額を控除した額の支払を請求することができる。ただし、当該消滅預金等債権の額が当該合計額以下であるときは、この限りでない。

3 金融機関は、前二項の規定による支払を行おうとする場合において、第四條第一項の規定の適用その他の前章に規定する手続の実施に關し過失がないと思料するときは、その旨を預金保険機構に通知しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による支払を行った

金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項の規定の適用その他の前章に規定する手続の実施に関し過失がないことについて相当な理由があると認められるときは、預金保険機構に対し、第一項又は第二項の規定により支払った額に相当する額の支払を請求することができる。ただし、当該支払に係る預金口座等について被害回復分配金が支払われている場合において、この章に規定する手続の実施に関し金融機関に過失があるときは、その請求することができない額は、第一項又は第二項の規定により支払った額から金融機関の過失により支払った被害回復分配金の額の合計額を控除した額とする。	その例によることとされる場合を含む。）の規定による金銭の収納及び第二十条の規定による金銭の支出その他の管理 四 前条第四項の規定による金銭の支払 五 第三十条の規定による手数料の収納 六 前各号の業務に附帯する業務 (公告の方法) 第二十七条 この法律の規定による公告は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法でしなければならない。 (区分経理) 第二十八条 機構は、第二十六条の規定による業務(以下「被害回復分配金支払業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。(借入金) 第二十九条 機構は、被害回復分配金支払業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。	又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。 第六章 雑則 (預金保険法の適用) 第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第 号。以下「被害回復分配金支払法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。(被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び被害回復分配金支払法第二十八条に規定する被害回復分配金支払業務を除く。）」と、同法第五百二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び被害回復分配金支払法の規定による業務」とする。	(関係行政機関等に対する協力の要請) 第三十二条 金融機関は、この法律に規定する手続の実施に関し、関係行政機関等に対し必要な協力を求めることができる。 (分別管理) 第三十三条 金融機関は、被害回復分配金の支払の原資となる金銭を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理しなければならない。 (電磁的記録又は電磁的方法による求め等) 第三十四条 第四条第一項の規定による求め(同項の主務省令で定める書類の提出を含む。)、第五条第一項第七号の規定による通知、第六条第一項又は第二項の規定による通知、第十条第一項の規定による求め(同項の主務省令で定める書類の提出を含む。)、同条第二項の規定による通知、第十一条第一項第七号の規定による通知、第十六条第三項の規定による通知、第十八条第一項の規定による求め及び第二十五条第三項の規定による通知は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の提出又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)をもつて行うことができる。 (報告又は資料の提出) 第三十五条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(金融機関代理業者(銀行法(昭和五十六年
金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項の規定の適用その他の前章に規定する手続の実施に関し過失がないことについて相当な理由があると認められるときは、預金保険機構に対し、第一項又は第二項の規定により支払った額に相当する額の支払を請求することができる。ただし、当該支払に係る預金口座等について被害回復分配金が支払われている場合において、この章に規定する手続の実施に関し金融機関に過失があるときは、その請求することができない額は、第一項又は第二項の規定により支払った額から金融機関の過失により支払った被害回復分配金の額の合計額を控除した額とする。 5 金融機関は、第一項又は第二項の規定による支払に係る預金口座等が犯罪利用預金口座等その他の不正に利用された預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該支払を停止する措置を講ずることができる。 第五章 預金保険機構の業務の特例等 (預金保険機構の業務の特例) 第二十六条 預金保険機構(以下「機構」という。)は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 預金等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告その他第三章の規定による業務 二 被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告その他前章の規定による業務(次号及び第四号に掲げる業務を除く。) 三 第十九条(第二十四条第三項の規定により	2 前項の規定による借入金の現在額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。(手数料) 第三十条 機構は、第四条第一項又は第十条第一項の規定による求めを行う金融機関から、被害回復分配金支払業務に係る事務に要する費用を勘案して機構が運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。)の議決を経て定める額の手料を徴収することができる。 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、	2 前項の規定による借入金の現在額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。 第三十条 機構は、第四条第一項又は第十条第一項の規定による求めを行う金融機関から、被害回復分配金支払業務に係る事務に要する費用を勘案して機構が運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。)の議決を経て定める額の手料を徴収することができる。 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、	2 前項の規定による借入金の現在額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。 第三十条 機構は、第四条第一項又は第十条第一項の規定による求めを行う金融機関から、被害回復分配金支払業務に係る事務に要する費用を勘案して機構が運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。)の議決を経て定める額の手料を徴収することができる。 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、

法律第五十九号) 第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号) 第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号) 第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) 第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百二十二号) 第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第二百一十一條の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号) 第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この条及び次条において同じ。)を含む。又は銀行持株会社等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融機関若しくは銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行法第二条第一項に規定する銀行又は同条第十三項に規定する銀行持株会社である場合には同条第

八項に、長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行又は同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社である場合には同法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の二第二項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六第二項に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四条第三項に、それぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)をいう。次項及び次条において同じ。)又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者(金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等(金融機関代理業者を含む。)

の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査(第三章及び第四章の規定による手続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

(政府による周知等)

第三十七条 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、振込利用犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資するこの法律の趣旨及び被害回復分配金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得よう努めるものとする。

2 機構は、毎年少なくとも一回、消滅預金等債権に関する事項、被害回復分配金の支払の実施の状況その他のこの法律の実施の状況に関する事項を公表するものとする。

(主務省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(行政庁)

第三十九条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる金融機関 内閣総理大臣

二 第二条第一項第四号及び第五号に掲げる金融機関 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第一項第八号及び第九号に掲げる金融機関 農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁

四 第二条第一項第十号から第十三号までに掲げる金融機関 水産業協同組合法第二百二十七条第一項に規定する行政庁

五 第二条第一項第十四号に掲げる金融機関

官 報 (号 外)

農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 第二条第一項第十五号に掲げる金融機関
経済産業大臣及び財務大臣
(主務省令)

第四十条 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令とする。ただし、第二十条第一項に規定する主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

(権限の委任)

第四十一条 内閣総理大臣は、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

2 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務(この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第四十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 罰則

第四十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
2 第三十六条第一項、第二項又は第六項の規定による当該職員又は機構の職員の質問に対して

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出した者
二 第十七条第一項(第二十二條第二項又は第二十四條第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する届出書に虚偽の記載をして提出した者

第四十五条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十三条 二億円以下の罰金刑
二 前条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 機構は、この法律の施行の日前において、被害回復分配金支払業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第 号)

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第四条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九十九条の次に次の一条を加える。
(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第九十九条の二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号を次のように改める。

十五 株式会社商工組合中央金庫

第三十五条第一項中「及び農林中央金庫を、農林中央金庫法」に改め、「農林中央金庫代理業者」の下に「及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方」を加え、同条第二項中「農林中央金庫法第二十四条第三項」の下に「株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務

組合中央金庫法第二十三条第二項に」を加える。

第三十九条第六号中「経済産業大臣及び財務大臣」を「株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第二項に規定する主務大臣」に改める。

理 由

預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年四月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

放送法等の一部を改正する法律

(放送法の一部改正)

第一条 放送法昭和二十五年法律第百三十二号の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 日本放送協会(第七条―第五十条)」を

第二章 日本放送協会
第一節 通則(第七条―第八条の四)
第二節 業務(第九条―第十二条)
第三節 経営委員会(第十三条―第二十四条)
第四節 監査委員会(第二十三条の三)
第五節 役員及び職員(第二十四条―第三十)
第六節 受信料等(第三十二条―第三十)
第七節 財務及び会計(第三十二条―第三十)
第八節 放送番組の編集に関する特例
第九節 雑則(第四十七條―第五十条)

三条の二
第二十三條の九
三十一條
五條
四十三條
第四十四條―第四十六條

に、「第三章の三 委託放送事業者(第五十二條の十三―第五十二條の

二十八)」を「第三章の三 委託放送事業者(第五十二條の十三―第五十二條の二十八)」に改める。
第三章の四 認定放送持株会社(第五十二條の二十九―第五十二條の三十七)」に改める。

第二条中第二号の二の三を第二号の二の五とし、第二号の二の二を第二号の二の四とし、第二号の二を第二号の二の三とし、第二号の次に次の二号を加える。

二の二 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。

第二条第二号の五中「その他の影像」の下に

「(音声その他の音響を伴うものを含む。)」を加え、同条第三号の六の次に次の二号を加える。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

第二条の二第二項中「第二項第五号及び第六号」を「第二項第二号、第七号及び第八号」に、

「第五十三條第一項並びに第五十三條の十二第一項」を「並びに第五十三條第一項」に改める。

第二章中第七条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第八条の次に次の三条及び節名を加える。

(事務所)

第八条の二 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第八条の三 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び会計に関する事項

五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 放送債券の発行に関する事項

八 公告の方法

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第八条の四 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項に

ついて、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 業務

第九条第一項第四号を次のように改める。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

第九条第一項に次の一号を加える。

五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

第九条第二項第二号を次のように改める。

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料(これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。)

第九条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号中「提供すること」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 前項の業務に附帯する業務を行うこと(前各号に掲げるものを除く。)

官 報 (号 外)

第九条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。

第九条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二項第六号」を「第二項第八号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 協会は、第二項第二号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

第九条第六項の次に次の一項を加える。

7 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

第九条の二中「協会は」の下に、「前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか」を加え、「前条第一項」を「第九条第一項」に改め、「(昭和四十七年法律第百十四号)」を削り、同条を第九条の二の二とし、第九条の次に次の一条を加える。

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を

行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。)として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第九条の三第一項中「協会は」の下に、「第九条の二第二項の場合のほか」を加える。

第九条の四第二項中「申請に」を「申請について」

てに、「認定に」を「認定について」に、「協会に」を「協会について」に、「第四十三条第三項」を「第四十八条第三項」に改める。

第九条の六を削る。

第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務(第九条の二第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。)を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。第三項において同じ。)に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならない。

4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

第十一条 委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会について第

四条第一項及び第二項並びに第六条の規定を適用する場合においては、第四条第一項中「したという」とあるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わせない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせない」と読み替えるものとする。

2 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三條の二、第三條の三第二項及び第六條の二の規定を適用する場合においては、第三條の二及び第三條の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三條の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六條の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

(苦情処理)

第十二條 協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第十三條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「経営委員会の設置」を付し、同条第二項を削り、同条の前に次の節名を付する。

第三節 経営委員会

第十四條を次のように改める。

(経営委員会の権限等)

第十四条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項の決定
- イ 協会の経営に関する基本方針
- ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項
- ハ 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確保するために必要なものとして総務省令で定める体制の整備
- ニ 収支予算、事業計画及び資金計画
- ホ 第三十八条第一項の業務報告書及び第四十条第一項に規定する財務諸表
- ヘ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止(経営委員会が軽微と認めたものを除く。)
- ト 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止
- チ 番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画
- リ 定款の変更
- ヌ 第三十二条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準
- ル 放送債券の発行及び借入金金の借入れ
- ヲ 土地の信託
- ワ 第九条第九項に規定する基準

力 第九条の二第二項及び第九条の三第一項に規定する基準

項に規定する基準

ヨ 第十条第一項に規定する基準及び方法

タ 第三十条の二に規定する給与等の支給の基準及び第三十条の三に規定する服務に関する準則

レ 役員の報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。)

ソ その他経営委員会が特に必要と認めた事項

二 役員の職務の執行の監督

2 経営委員会は、前項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令の定めるところにより、第三十二条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなればならない者の意見を聴取するものとする。

第十六条第一項中「各分野」の下に「及び全国各地方」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項第五号中「職権若しくは」を「職権又は」に改め、同項第六号中「電気通信役務利用放送事業者」の下に「第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)」に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社」を加え、同項を同条第三項

とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員の権限)

第十六条の二 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、協会の業務を執行することができない。

第十八条中「第十六条第三項後段」を「第十六条第二項後段」に改める。

第十九条中「第十六条第四項各号の一」を「第十六条第三項各号のいずれかに」に改める。

第二十二条を次のように改める。

(委員の兼職禁止)

第二十二条 常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(経営委員会の運営)

第二十二条の二 経営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第十二条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

5 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

第二十三条第三項中「及び監事」を削り、「第一項の会議を「経営委員会」に改め、同条の次に次の一条及び一節を加える。

(議事録の公表)

第二十三条の二 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

第四節 監査委員会

(監査委員会の設置等)

第二十三条の三 協会に監査委員会を置く。

2 監査委員会は、監査委員三人以上をもつて組織する。

3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(監査委員会の権限)

第二十三条の四 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

(監査委員会による調査)

第二十三条の五 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

官 報 (号 外)

2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。	招集する。 (監査委員会の議決の方法等) 第二十三条の九 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。 3 役員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。 4 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。 第二十四条の前に次の節名を付する。 第五節 役員及び職員 第二十四条中「の外」を「のほか」に、「理事」を「及び理事」に改め、「及び監事三人以内」を削る。 第二十六条第四項を次のように改める。 4 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。 第二十六条第五項から第九項までを削る。 第二十七条第四項を削り、同条第五項中「理事及び監事」を「及び理事」に、「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「同項第六号」を「同項第六号」に改め、「電気通信役務利用	4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。 (経営委員会への報告義務) 第二十三条の六 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。 (監査委員による役員の行為の差止め) 第二十三条の七 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 (監査委員会の招集) 第二十三条の八 監査委員会は、各監査委員が	放送事業者」の下に、「第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社」を加え、「それぞれ」を削り、同項を同条第四項とする。 第二十八条第一項中「理事及び監事」を「理事」に改め、同条第二項中「理事及び監事」を「及び理事」に改める。 第二十八条の二中「から第四項」を「から第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第十六条第四項各号の一」を「第十六条第三項各号のいずれかに」に改める。 第二十九条第一項中「会長若しくは監事」を「会長、監査委員若しくは会計監査人」に、「たえない」を「堪えない」に改める。 第三十条第二項中「及び電気通信役務利用放送事業に投資」を「電気通信役務利用放送事業及び第五十二条の六の二第一項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社の株式を保有」に改め、同条の次に次の二条を加える。 (給与等の支給の基準) 第三十条の二 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない	い。これを変更したときも、同様とする。 (服務に関する準則) 第三十条の三 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 第三十二条の前に次の節名を付する。 第六節 受信料等 第三十三条の見出しを「国際放送の実施の要請等」に改め、同条第一項中「行うべきことを命じ」を「行うことを要請し」に、「行うべきことを命ずる」を「行うことを要請する」に改め、同条第三項中「第九条第七項」を「第九条第八項」に、「協定に」を「協定について」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 協会は、総務大臣から前項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。 第三十五条第一項を次のように改める。 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。 第三十五条第二項中「前二条」を「第三十三	放送事業者」の下に、「第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社」を加え、「それぞれ」を削り、同項を同条第四項とする。 第二十八条第一項中「理事及び監事」を「理事」に改め、同条第二項中「理事及び監事」を「及び理事」に改める。 第二十八条の二中「から第四項」を「から第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第十六条第四項各号の一」を「第十六条第三項各号のいずれかに」に改める。 第二十九条第一項中「会長若しくは監事」を「会長、監査委員若しくは会計監査人」に、「たえない」を「堪えない」に改める。 第三十条第二項中「及び電気通信役務利用放送事業に投資」を「電気通信役務利用放送事業及び第五十二条の六の二第一項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社の株式を保有」に改め、同条の次に次の二条を加える。 (給与等の支給の基準) 第三十条の二 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない	い。これを変更したときも、同様とする。 (服務に関する準則) 第三十条の三 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 第三十二条の前に次の節名を付する。 第六節 受信料等 第三十三条の見出しを「国際放送の実施の要請等」に改め、同条第一項中「行うべきことを命じ」を「行うことを要請し」に、「行うべきことを命ずる」を「行うことを要請する」に改め、同条第三項中「第九条第七項」を「第九条第八項」に、「協定に」を「協定について」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 協会は、総務大臣から前項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。 第三十五条第一項を次のように改める。 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。 第三十五条第二項中「前二条」を「第三十三
---	---	--	--	--	--	--

第一項の要請及び前条第一項に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十六條の前に次の節名を付する。

第七節 財務及び会計

第三十六條の次に次の一條を加える。

(企業会計原則)

第三十六條の二 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

第三十八條第一項中「監事」を「監査委員会」に、「二箇月」を「三箇月」に改め、同条第二項中「監事」を「監査委員会」に改める。

第三十九條第二項中「第九條第三項」を「第九條第二項第二号及び第三項」に改め、「ついで」の下に、「総務省令で定めるところにより」を、「区分し、」の下に「それぞれ」を加える。

第四十條の見出しを「財務諸表の提出等」に改め、同条第一項中「及び損益計算書並びにこれに関する説明書」を、「損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書(以下「財務諸表」という。)」に、「これに監事」を「これらに監査委員会及び会計監査人」に、「二箇月」を「三箇月」に改め、同条の次に次の四條を加える。

(会計監査人の監査)

第四十條の二 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の任命)

第四十條の三 会計監査人は、経営委員会が任命する。

2 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の権限等)

第四十條の四 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。

5 監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人の任期)

第四十條の五 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第四十條第一項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

第四十二條第八項中「会社法」の下に「平成十七年法律第八十六号」を加える。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 削除

第四十四條の前に次の節名を付する。

第八節 放送番組の編集に関する特例

第四十四條第四項中「協会は、国際放送」を「協会は、外国人向け国際放送」に、「受託協会国際放送」を「外国人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。)」に、「提供する放送番組」を「提供する外国人向けの放送番組」に、「資」とともに、海外同胞に適切な慰安を与えるように」を「資するように」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにならなければならない。

第四十七條第二項中「第九條第二項第四号」を「第九條第二項第六号」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第九節 雑則

第四十八條及び第四十九條を次のように改める。

(放送等の休止及び廃止)

第四十八條 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨

官 報 (号 外)

を総務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の廃止又は休止について準用する。この場合において、第一項中「十二時間以上」とあるのは、「十二時間以上（委託協会国際放送業務にあつては、二十四時間以上）」と読み替えるものとする。

第四十九条 削除

第五十一条第三項中「一般放送事業者」の下に「第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び」を加える。

第五十二条の四第一項中「その有料放送が多重放送以外の放送（人工衛星の無線局により行われる放送を除く。）であるときは」を削り、「総務大臣の認可を受けなければ」を「その実施前に、総務大臣に届け出なければ」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項」に改め、同条第四項とし、同条第七項中「料金その他の提供条件」を「提供条件（料金を除く。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「の認可を受け若しくは第三項を削り、」第四項を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とする。

第五十二条の六の次に次の四条を加える。

（有料放送管理業務の届出）

第五十二条の六の二 有料放送の役務の提供に

関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることを行う業務（以下「有料放送管理業務」という。）を行おうとする者（総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 業務の概要

三 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「有料放送管理事業者」という。）は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（承継）

第五十二条の六の三 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、又は有料放送管理事業者について相続、合併若しくは分割（有料放送管理業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により有料放送管理業務を行

う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該有料放送管理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（業務の廃止等の届出）

第五十二条の六の四 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（有料放送管理業務の実施に係る義務）

第五十二条の六の五 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に関し、総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第五十二条の七に見出しとして「（変更命令等）」を付し、同条第一項中「第五十二条の四第一項の認可を受けた有料放送の役務の料金又は

同条第四項」を「第五十二条の四第二項」に、「当該料金又は」を「当該」に改め、同条第二項中「第五十二条の四第三項」を「第五十二条の四第一項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 総務大臣は、有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十二条の八第一項中「金融商品取引法」を「金融商品取引所（金融商品取引法）に改め、「金融商品取引所」の下に「をいう。第五十二条の三十二第二項において同じ。」を、「以下」の下に「この条において」を加える。

第五十二条の十八第二項中「委託放送事業者たる」を「委託放送事業者が委託放送業務を行う事業を譲渡し、又は委託放送事業者たる」に、「合併又は」を「合併若しくは」に改め、「ときは、」の下に「当該事業を譲り受けた者又は」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改める。

第五十二条の二十八第一項中「同項及び同条第三項中「であるとき」とあるのは「を委託して行わせるものであるとき」と、同項及び同条第四項を「同条第二項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、「有料放送の役務に係る放送を」との下に、「第五十二条の六の二第一

項中「当該有料放送」とあるのは「当該役務に係る放送」とを加える。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四 認定放送持株会社

(定義)

第五十二条の二十九 この章において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ

る事項の全部につき議決権を行使することができない株式)についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第五十二条の三十五において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

(認定)

第五十二条の三十 二以上の一般放送事業者(当該二以上の一般放送事業者に一以上の地上系一般放送事業者(人工衛星の無線局以外の無線局により放送を行う一般放送事業者をいう。以下同じ。)が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第五十二条の三十七第二項第一号及び第二号において同じ。))をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の一般放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社(以下この条において「申請対象会社」という。)が株式会社であること。

二 申請対象会社が、一般放送事業者でないこと。

三 申請対象会社の子会社(子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)である一般放送事業者(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の当該申請対象会社の総資産の額(総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。)に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ (1)若しくは(2)に掲げる者が業務を執行する役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

(1) 日本の国籍を有しない人

(2) 外国政府又はその代表者

(3) 外国の法人又は団体

ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社(イに該当する場合を除く。)

(1) イ(1)から(3)までに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ この法律、電波法又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社

ニ 第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの

日から二年を経過しない者

ホ 第五十二条の三十七第一項(第二号を除く。)(又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヘ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第三項(第四号を除く。)(若しくは第四項(第五号を除く。))の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第二十七条の十五第一項(第三号を除く。)(の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第七十六条第五項(第三号を除く。)(の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

(1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(2) ニからチまでのいずれかに該当する者

3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載

した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を申請する者（認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 その他総務省令で定める事項

4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（届出）

第五十二条の三十一 前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社以下「認定放送持株会社」という。は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 二以上の一般放送事業者を子会社として保有することとなつたとき（当該認定を受けた際現に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する場合を除く。）。

二 前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき。

（外国人等の取得した株式の取扱）

第五十二条の三十二 金融商品取引所に上場さ

れている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持株会社は、その株式を取得した外国人等（第五十二条の三十第二項第五号イ（1）から（3）までに掲げる者又は同号ロ（2）に掲げる者をいう。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 第五十二条の八第二項から第四項までの規定は、認定放送持株会社について準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項」と、「外国人等が同項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項に規定する外国人等が同法第三十条第一項」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、同法第三十二条第二項」と、「（欠格事由）とあるのは（「同号イ又はロに定める株式会社」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項及び同条第二項において準用する第五十二条の八第二項」と、「電波法第五条第四項第三号イ」とあるのは「第五十二条の三十第二項第五号ロ

（1）と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ（2）」と、「株式会社である一般放送事業者（人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者を除く。）」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号に定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号イ及びロ」とあるのは「同号ロ（1）及び（2）」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

（電波法の特例）

第五十二条の三十三 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「定める放送」とあるのは「定める認定放送持株会社の子会社に係る放送」と、「（放送）」とあるのは「（認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、放送）」とする。

（子会社の責務）

第五十二条の三十四 特定地上系一般放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者をいう。）は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

（議決権の保有制限）

第五十二条の三十五 認定放送持株会社の株主名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第一項の実質株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有し、又は有するものとみなされる株式（その者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿又は同項の実質株主名簿に記載され、又は記録されているものが有し、又は有するものとみなされる当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。）のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主（特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第二条の二第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上二分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

（承継）

第五十二条の三十六 認定放送持株会社がその

事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社が合併若しくは会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該事業の全部を譲り受けた株式会社又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設立された株式会社若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した株式会社は、総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継することができる。

2 第五十二条の三十第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(認定の取消し)

第五十二条の三十七 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 第五十二条の三十第二項第五号イからリまで(ホを除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。

2 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた日から六箇月以内に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する株式会社とならなかつたとき。

二 二以上の一般放送事業者を子会社として保有する会社でなくなつたとき。

三 不正な手段により認定を受けたとき。

四 第五十二条の三十第二項各号(第五号を除く。)のいずれかに適合しなくなつたとき。

第五十三条の八中「放送事業者」の下に、「有料放送管理事業者又は認定放送持株会社」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十三条の八の二 総務大臣は、放送事業者(受託放送事業者を除く。)が、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であつて、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを行い、又は委託して行わせたとき認めるときは、当該放送事業者に対し、期間を定めて、同様の放送の再発の防止を図るための計画の策定及びその提出を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、公表するものとする。

第五十三条の九の三中「第四項及び第七項」を「第二項及び第五項」に改める。

第五十三条の十第一項第二号中「第九条第七項(第三十三条第三項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、同条第八項」を「第八条の第三第二項(定款変更の認可)、第九条第八項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)」

第九条第九項(提供基準の認可)、同条第十項に、「第九条の二」を「第九条の二の二」に改め、「第十一第二項(定款変更の認可)」を削り、「実施の命令」を「実施の要請」に、「第四十三

第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第四十七條(放送設備の譲渡等の認可)を「第四十七條第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第四十八條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)」に、「第十二条の四第一項(有料放送の役務の料金の認可)、同条第四項」を「第五十二条の四第二項」に改め、「及び変更命令」の下に「並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令」を加え、「又は第五十三條第一項(センターの指定)」を「第五十二条の三十第一項(認定放送持株会社に関する認定、第五十三條第一項(センターの指定)又は第五十三條の八の二第一項(再発防止計画)に改め、同項第三号中「に対して」の下に「又は第五十三條の八の二第二項の規定により同条第一項の計画に対して」を加え、同項第四号中「第五十二條の四第六項」を「第五十二條の四第四項」に改め、同項第五号中「認定の取消し」の下に「第五十二條の三十七第二項(認定放送持株会社に関する認定の取消し)」を加え、同項第六号中「基準」の下に「第五十二條の三十三の規定により読み替えて適用する電波法第七條第二項第四号(電波法の特例の基準)又

は第五十二條の三十五第二項(保有基準割合)」を加える。

第五十五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改め、同条第二号中「第九条第七項(第三十三條第三項)を「第八条の第三第二項、第九条第八項(第三十三條第四項)に、「同条第八項、第九条の二、第十一條第二項」を「第九条第九項若しくは第十項、第九条の二の二」に、「第四十三條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第四十七條第一項」を「第四十七條第一項、第四十八條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第三号中「第三十條第一項」を「第二十二條、第三十條第一項」に改める。

第五十六條の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「による認可を受け若しくは同条第三項の規定を削り、「同条第四項」を「同条第二項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

三 第五十二條の六の二第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

第五十六條の三中「第五十二條の四第九項」を「第五十二條の四第七項」に改める。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 次の各号のいずれかに該当する場

2 電気通信事業法、第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三十五第三項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 電気通信事業法、第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第二十七条の三十六 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「実験無線局」を「実験等無線局」に改める。

第五十八条の見出し中「実験無線局」を「実験等無線局」に改め、同条中「実験無線局及びアマチュア無線局」を「実験等無線局及びアマチュア無線局」に改める。

第五章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 無線局の運用の特例

(非常時運用人による無線局の運用)

第七十条の七 無線局(その運用が、専ら第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。)の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

2 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者(以下この条において「非常時運用人」という。)の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録人以外の者による登録局の運用)

第七十条の八 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録人が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十第二項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に登録局を運用させた登録人について準用する。

3 第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十条第一号中「とき」の下に「(第七十条の七第一項又は第七十条の八第一項の規定により無線局を運用させた免許人等以外の者が行つたときを含む。)」を加える。

第九十九条の三第三項第三号中「電気通信役務利用放送事業者」の下に「放送法第五十二条

の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送管理事業者、放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社」を加える。

第九十九条の十一第一項第一号中「及び第二項第四号(無線局の開設の根本的基準)」を「(放送をする無線局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第四号(放送による表現の自由享有基準)、同項第五号(放送をする無線局の開設の根本的基準)」に改め、「(無線局の開設の届出)」の下に「第二十七条の三十五第一項(電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)」を加え、同項第四号中「第九条第四項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前項第四号」を「前項第一号、第二号及び第四号」に改める。

第一百条第一号中「又は運用し」を削り、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第七十二条第一項」の下に「(第一百条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「以上の各規定を」を「第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないの

に、かつ、第七十条の七第一項の規定又は第七十条の八第一項の規定によらないで、無線局を運用した者

第一百二十二条第四号中「第百条第五項」を「第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第百条第五項」に改める。

第一百十三号第十六号中「第三十九条第四項」の下に「(第七十条の八第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百十四号中「第八号及び第九号」を「第九号及び第十号」に改める。

第百十六号中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 第七十条の七第二項(第七十条の八第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表第六の六の項中「及び七の項」を「七の項及び八の項」に改め、同表の七の項中「三の項」の下に「及び八の項」を加え、同表の八の項中「実験無線局」を「実験等無線局」に改める。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)

第三条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び第五十二条(候補者放送)」を「第五十二条(候補者放送)及び第五十

三条の八の二(再発防止計画)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十三条の八の二第一項中「行い、又は委託して行わせた」とあるのは、「行つた」と読み替えるものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

(審議会等への諮問)

第八条の二 総務大臣は、第四条第二項において準用する放送法第五十三条の八の二第一項の規定により計画の策定及び提出を求め、又は同条第二項の規定により意見を付そうとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第四条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「並びに第五十二条」を「第五十二条並びに第五十三条の八の二」に改め、「業務区域」との下に「同法第五十三条の八の二第一項中「行い、又は委託して行わせた」とあるのは「行つた」とを加える。

第二十六条の二ただし書中「ただし」の下に「次の各号(第四号を除く。)」に掲げる事項のうち」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に

次の一号を加える。

四 第十七条において準用する放送法第五十条の八の二第一項の規定により計画の策定及び提出を求め、又は同条第二項の規定により意見を付そうとするとき。

(電気通信事業法の一部改正)

第五条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

第百四十四条第二項中「この法律」の下に「及び電波法」を加える。

第百四十七条第一項中「電気通信事業」の下に「又は電波の利用」を加える。

(電気通信役務利用放送法の一部改正)

第六条 電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び第五十二条の二十七」を「第五十二条の六の二から第五十二条の六の五まで、第五十二条の七第三項、第五十二条の二十七、第五十三条の八及び第五十三条の八の二」に改め、「一般放送事業者」の下に「第五十二

条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び」を、「電気通信役務利用放送事業者の」との下に「同法第五十二条の六の二第一項中「有料放送の」とあるのは「有料の電気通信役務利用放送の」と、「有料放送事業者」とあるのは「有料の電気通信役務利用放送の役務を提供する電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条の七第三項中「国内受信者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料の電気通信役務利用放送の役務の提供を受ける契約を締結する者」とを、「業務区域」との下に「同法第五十三号の八中「放送事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社」とあるのは「有料放送管理事業者」と、同法第五十三号の八の二第一項中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、「行い、又は委託して行わせた」とあるのは「行つた」と、「当該放送事業者」とあるのは「当該電気通信役務利用放送事業者」とを加える。

第十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条において準用する放送法第五十条の七第三項の規定による命令

五 第十五条において準用する放送法第五十条の八の二第一項の規定による計画の策定及び提出の求め又は同条第二項の規定による意見の付与

第十八条第二項中「前項第一号及び第三号」を

官 報 (号 外)

電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしない
で、引き続き当該業務を営むことができる。
（人工衛星の無線局により行われる放送につい
ての特例に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に旧放送法附則第
二十項の規定により受けたものとみなされてい
る認定は、なお効力を有する。

（無線局の免許等の申請に関する経過措置）

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
日前に第二条の規定による改正前の電波法第六
条第一項の免許の申請、同条第二項の免許の申
請、同法第二十七条の三第一項の免許の申請、
同法第二十七条の十八第二項の登録の申請又は
同法第二十七条の二十九第二項の登録の申請を
した者のこれらの申請に係る申請書に添付すべ
き書類については、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
については、当該各規定）の施行前に改正前の
それぞれの法律の規定によつてした又はすべき
処分、手続その他の行為であつて、改正後のそ
れぞれの法律に相当の規定があるものは、この
附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の
それぞれの法律の相当の規定によつてした又は
すべきものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
については、当該各規定）の施行前にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律（附則第一条各号に掲げる規定について
は、当該各規定）の施行に伴い必要な経過措置
（罰則に関する経過措置を含む。）は政令で定め
る。

（検討）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過
した場合において、新放送法の施行状況、社会
経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第九条第
一項第五号に規定する委託協会国際放送業務、
新放送法第五十二条の四第一項に規定する有料
放送、新放送法第五十二条の六の二第一項に規
定する有料放送管理業務、新放送法第五十二条
の十八第二項に規定する委託放送事業者の地位
の承継及び新放送法第五十二条の三十一に規定
する認定放送持株会社に係る制度並びに新放送
法第五十三条の八の二第一項に規定する計画の
策定及びその提出を求める制度について検討を
加え、必要があると認めるときは、その結果に
基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場
合において、新電波法第七十条の七、第七十条
の八及び第八十条の規定の施行状況について電
波の監督管理の観点から検討を加え、必要があ
ると認めるときは、その結果に基づいて所要の
措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第五十四号（一）中「実験無線局」を「実験等無線局」に改め、同表第五十五号を次のように改
める。

五十五 委託放送事業者の認定又は認定放送持株会社の認定

（一） 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第五十二条の十
三第一項（認定）の委託放送事業者の認定（更新の認定を除
く。）

（二） 放送法第五十二条の三十第一項（認定）の認定放送持株会
社の認定

	認定件数	一件につき九万 円
認定件数	一件につき十五 万円	

（放送大学学園法の一部改正）

第十四条 放送大学学園法（平成十四年法律第百
五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第十六条第四項第二
号」を「第十六条第三項第二号」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るため
の社債等の振替に関する法律等の一部を改正す
る法律の一部改正）

第十五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図
るための社債等の振替に関する法律等の一部を
改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一
部を次のように改正する。

附則第六十四条中放送法第五十二条の二十八
第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五十二条の二十九の見出しを「（定義等）」
に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、会社が保有する議
決権には、社債等振替法第百四十七条第一
項又は第百四十八条第一項の規定により発
行者に対抗することができない株式に係る
議決権を含むものとする。

第五十二条の三十二第二項中「外国人等が
同項」及び「外国人等が同法第三十条第一項」
を「外国人等」に、「同法第三十二条第二項」を
「社債等振替法第百五十二条第一項」に改め
る。

第五十二条の三十五第一項中「株主名簿又
は株券等の保管及び振替に関する法律第三十
二条第一項の実質株主名簿」及び「株主名簿又
は同項の実質株主名簿を「株主名簿」に、「有
し、又は有するものとみなされる」を「有す
る」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十

一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「これに基づく命令を含む。」を

「及び電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)並びにこれらに基づく命令」に改める。

第二十条中「(昭和二十五年法律第百三十一号)」を削る。

理 由

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会について、監査委員会の設置等、業務の適正な執行を確保するための内部組織の強化等の措置を講ずるほか、二以上の地上系一般放送事業者を子会社とする持株会社の制度を創設するとともに、無線局の開設に関するあつせん・仲裁手続の創設等、電波の有効利用を促進するための制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百六十六回国会閣法第九四号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会(以下「協会」という。)に係る事項等放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続きを創設

する等の所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 放送法の一部改正関係

(一) 協会の経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員から構成される監査委員会の設置、外部監査の導入等を行うこと。

(二) 協会は、放送した放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を行うことができることとし、当該業務に係る経理は、特別の勘定を設けて整理しなければならないこととする。

(三) 協会の国際放送の業務を邦人向け及び外国人向けの別に規定し、それぞれに適合した番組準則を適用するとともに、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設けること。

(四) 国際放送の命令放送制度について「命ずる」との文言を「要請する」に改め、協会はこれに応じるよう努めるものとする。

(五) 複数の地上系一般放送事業者の子会社化を可能とする認定放送持株会社制度を導入すること。

(六) 相当数の有料放送契約を代理等する有料放送管理業務を行おうとする者は、その旨を届け出るとともに、業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならないこととする。

(七) 虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼすおそれがある場合、総務大臣は、放送事業者に再発防止計画の提出を求めることができることとする。

2 電波法の一部改正関係

(一) 実験無線局について、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局を含めるとともに、名称を実験等無線局に改めること。

(二) 無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の制度を創設すること。

3 電気通信事業法の一部改正関係

電気通信事業の運営が適切かつ合理的でないため電気通信の健全な発達等に支障が生ずるおそれがあるときに、電気通信事業者に対する業務改善命令が行い得るよう、その要件を見直すこと。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会に係る事項等放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続きを創設する等の所要の改正を行おうと

する本案は、おおむね妥当なものと認めるが、経営委員会の権限に関する改正規定中「決定」を「議決」に修正すること、経営委員会の権限に関する事項を法律に列挙し、経営委員会の権限を明確にすること、経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない旨の規定を加えること、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集を行うこと等を禁止すること、国際放送の実施を要請する際に総務大臣が指定する放送事項等を限定すること、総務省令に委任されている認定放送持株会社における議決権の保有基準割合の上限を修正すること、放送事業者等に対し総務大臣が再発防止計画の策定及びその提出を求める制度を新設する改正規定を削除すること等について、修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年十二月六日

総務委員長 渡辺 博道

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第十四条を次のように改める。

決権を含む。以下この条及び第五十二條の三十五において同じ。をいう。以下この条において同じ。の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

(認定)

第五十二條の三十二以上の一般放送事業者(当該二以上の一般放送事業者に二以上の地上系一般放送事業者(人工衛星の無線局以外の無線局により放送を行う一般放送事業者をいう。以下同じ。が含まれる場合に限る。以下この条、次條第一号並びに第五十二條の三十七第二項第一号及び第二号において同じ。をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の一般放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社(以下この条において「申請対象会社」という。)が株式会社であること。

二 申請対象会社が、一般放送事業者でないこと。

三 申請対象会社の子会社(子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)である一般放送事業者(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の当該申請対象会社の総資産の額(総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。)に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ (1)若しくは(2)に掲げる者が業務を執行する役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

(1) 日本の国籍を有しない人

(2) 外国政府又はその代表者

(3) 外国の法人又は団体

ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを

合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社(イに該当する場合を除く。)

(1) イ(1)から(3)までに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ この法律、電波法又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社

二 第五十二條の二十三又は第五十二條の二十四第二項(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 第五十二條の三十七第一項(第二号を除く。又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヘ 電波法第七十五條第一項又は第七十六條第三項(第四号を除く。若しくは第四項(第五号を除く。の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第二十七條の十五第一項(第三号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第七十六條第五項(第三号を除く。)の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

(1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(2) ニからチまでのいずれかに該当する者

3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を申請する者(認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 その他総務省令で定める事項

4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(届出)

第五十二条の三十一 前条第一項の認定を受けて
た会社又は認定を受けて設立された会社(以下「認定放送持株会社」という。)は、次の各号
のいずれかに該当するときは、総務省令で定
めるところにより、遅滞なく、その旨を総務
大臣に届け出なければならない。

一 二以上の一般放送事業者を子会社として
保有することとなつたとき(当該認定を受
けた際現に二以上の一般放送事業者を子会
社として保有する場合を除く。)

二 前条第三項第二号から第四号までに掲げ
る事項に変更があつたとき。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第五十二条の三十二 金融商品取引所に上場さ
れている株式又はこれに準ずるものとして総
務省令で定める株式を発行している認定放送
持株会社は、その株式を取得した外国人等
(第五十二条の第三十二項第五号イ(1)から(3)
までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者をい
う。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載
し、又は記録することの請求を受けた場合に
おいて、その請求に応ずることにより同号イ
又はロに定める株式会社に該当することとな
るときは、その氏名及び住所を株主名簿に記
載し、又は記録することを拒むことができ
る。

2 第五十二条の八第二項から第四項までの規

定は、認定放送持株会社について準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあ
るのは「第五十二条の三十二第一項」と、「外
国人等が同項」とあるのは「第五十二条の三十
二第一項に規定する外国人等が同法第三十条
第一項と、「場合に欠格事由」とあるのは「場
合に第五十二条の第三十二項第五号イ又はロ
に定める株式会社」と、ときは、同項」とあ
るのは「ときは、同法第三十二條第二項」と、
「欠格事由」とあるのは「同号イ又はロに定
める株式会社」と、同条第三項中「前二項」と
あるのは「第五十二条の三十二第一項及び同
条第二項において準用する第五十二条の八第
二項」と、「電波法第五條第四項第三号イ」と
あるのは「第五十二条の第三十二項第五号ロ
(1)と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ(2)と、
「株式会社である一般放送事業者(人工衛星の
無線局により放送を行う一般放送事業者を除
く。）」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同
号に定める事由」とあるのは「同号ロに定める
株式会社」と、「同号イ及びロ」とあるのは「同
号ロ(1)及び(2)と、同条第四項中「第一項」と
あるのは「第五十二条の三十二第一項」と、
「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国
人等」と読み替えるものとする。
(電波法の特例)

第五十二条の三十三 総務大臣が認定放送持株
会社の子会社について電波法第七條第二項の

規定による審査を行う場合における同項第四
号の規定の適用については、同号中「定める
放送」とあるのは「定める認定放送持株会社の
子会社に係る放送」と、「(放送」とあるのは
「(認定放送持株会社の子会社であることの特
性を勘案しつつ、放送」とする。
(子会社の責務)

第五十二条の三十四 特定地上系一般放送事業
者(認定放送持株会社の子会社である地上系
一般放送事業者をいう。)は、国内放送の放送
番組の編集に当たつては、その放送対象地域
における多様な放送番組に対する需要を満た
すため、当該放送対象地域向けに自らが制作
する放送番組を有するように努めるものとす
る。

(議決権の保有制限)

第五十二条の三十五 認定放送持株会社の株主
名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律
第三十二條第一項の実質株主名簿に記載さ
れ、又は記録されている一の者が有し、又は
有するものとみなされる株式(その者と株式
の所有関係その他の総務省令で定める特別の
関係にある者であつて株主名簿又は同項の実
質株主名簿に記載され、又は記録されている
ものが有し、又は有するものとみなされる当
該認定放送持株会社の株式を含む。以下この
項において「特定株式」という。)のすべてにつ
いて議決権を有することとした場合にその者

の有することとなる議決権の当該認定放送持
株会社の総株主の議決権に占める割合が保有
基準割合を超えることとなるときは、特定株
主(特定株式のうち、その議決権の当該認定
放送持株会社の総株主の議決権に占める割合
が保有基準割合を超えることとならないよう
に総務省令で定めるところにより議決権を有
することとなる株式以外の株式を有する株主
をいう。)は、当該株式についての議決権を有
しない。

2 前項の保有基準割合は、第二条の二第二項
各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三
分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合
をいう。

(承継)

第五十二条の三十六 認定放送持株会社がその
事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社
が合併若しくは会社分割(その事業の全部を
承継させるものに限る。)をしたときは、当該
事業の全部を譲り受けた株式会社又は合併後
存続する株式会社若しくは合併により設立さ
れた株式会社若しくは会社分割により当該事
業の全部を承継した株式会社は、総務大臣の
認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継
することができる。

2 第五十二条の第三十二項の規定は、前項の
認可について準用する。

(認定の取消し)

第五十二条の三十七 総務大臣は、認定放送持

株会社が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その認定を取り消さなければならない。

一 第五十二条の三十第二項第五号イからリ
まで(ホを除く。)のいずれかに該当するに
至つたとき。

二 認定放送持株会社から認定の取消しの申
請があつたとき。

2 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号
のいずれかに該当するときは、その認定を取
り消すことができる。

一 認定を受けた日から六箇月以内に二以上
の一般放送事業者を子会社として保有する
株式会社とならなかつたとき。

二 二以上の一般放送事業者を子会社として
保有する会社でなくなつたとき。

三 不正な手段により認定を受けたとき。

四 第五十二条の三十第二項各号(第五号を
除く。)のいずれかに適合しなくなつたと
き。

第五十三条の八中「放送事業者」の下に、「有
料放送管理事業者又は認定放送持株会社」を加
え、同条の次に次の一条を加える。

第五十三条の八の二 総務大臣は、放送事業者

(受託放送事業者を除く。)が、虚偽の説明に
より事実でない事項を事実であると誤解させ
るような放送であつて、国民経済又は国民生

平成十九年十二月十一日 衆議院会議録第十五号

放送法等の一部を改正する法律案及び同報告書

活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれあ
るものを行い、又は委託して行わせたと認め
るときは、当該放送事業者に対し、期間を定
めて、同様の放送の再発の防止を図るための
計画の策定及びその提出を求めることができ
る。

2 総務大臣は、前項の計画を受理したとき
は、これを検討して意見を付し、公表するも
のとする。

第五十三条の十第一項第二号中「第九条第七
項(第三十三条第三項において準用する場合を
含む。)(中継国際放送の協定の認可、同条第八
項)を「第八条の三第二項(定款変更の認可、第
九条第八項(第三十三条第四項において準用す
る場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、
第九条第九項(提供基準の認可)、同条第十項」
に、「第九条の二」を「第九条の二の二」に改め、
「第十一条第二項(定款変更の認可)」を削り、
「実施の命令」を「実施の要請」に、「第四十三
条第一項(同条第三項において準用する場合を
含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第四十七
条放送設備の譲渡等の認可」を「第四十七条第
一項(放送設備の譲渡等の認可)、第四十八
条第一項(同条第三項において準用する場合を
含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)」に、「第五
十二条の四第一項(有料放送の役務の料金の認
可)、同条第四項」を「第五十二条の四第二項」
に改め、「及び変更命令」の下に「並びに有料放

送管理事業者の業務の方法の改善の命令」を加
え、「又は第五十三条第一項(センターの指定)」
を「第五十二条の三十第一項(認定放送持株会
社に関する認定、^{又は}第五十三条第一項(センター
の指定)又は第五十三条の八の二第一項(再発防
止計画)」に改め、同項第三号中「に対して」の
下に「又は第五十三条の八の二第二項の規定に
より同条第一項の計画に対して」を加え、同項
第四号中「第五十二条の四第六項」を「第五十二
条の四第四項」に改め、同項第五号中「認定の取
消し」の下に「第五十二条の三十七第二項(認
定放送持株会社に関する認定の取消し)」を加
え、同項第六号中「基準」の下に「第五十二
条の三十三の規定により読み替えて適用する電波
法第七條第二項第四号(電波法の特例の基準)又
は第五十二条の三十五第二項(保有基準割合)」
を加える。

第五十五条中「二」を「いずれかに」に改め、
同条第一号中「第三十三条第二項」を「第三十三
条第三項」に改め、同条第二号中「第九条第七項
(第三十三条第三項)」を「第八条の三第二項、第
九条第八項(第三十三条第四項)に、「同条第八
項、第九条の二、第十一条第二項」を「第九条第
九項若しくは第十項、第九条の二の二に、「第
四十三條第一項(同条第三項において準用する
場合を含む。)、第四十七條第一項」を「第四十七
条第一項、第四十八條第一項(同条第三項にお
いて準用する場合を含む。)」に改め、同条第三

号中「第三十条第一項」を「第二十二條、第三十
条第一項」に改める。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法
律の一部改正)

第三条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に關す
る法律(昭和二十六年法律第百三十五号)の一部
を次のように改正する。

第四条第二項中「及び第五十二条(候補者放
送)」を「第五十二条(候補者放送)及び第五十
三条の八の二(再発防止計画)」に改め、同項に
後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十三条の八の
二第一項中「行い、又は委託して行わせた」と
あるのは、「行つた」と読み替えるものとす
る。

第八条の次に次の一条を加える。

(審議会等への諮問)

第八条の二 総務大臣は、第四条第二項におい
て準用する放送法第五十三条の八の二第一項
の規定により計画の策定及び提出を求め、又
は同条第二項の規定により意見を付そうとす
るときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二
十二年法律第二十号)第八条に規定する機
関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなけ
ればならない。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第四条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年

法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「並びに第五十二条」を、「第五十二条並びに第五十三条の八の二」に改め、「業務区域」との下に、「同法第五十三条の八の二第一項中「行い、又は委託して行わせた」とあるのは「行つた」とを加える。

第二十六条の二ただし書中「ただし」の下に「次の各号(第四号を除く。)に掲げる事項のうち」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十七条において準用する放送法第五十三条の八の二第一項の規定により計画の策定及び提出を求め、又は同条第二項の規定により意見を付そうとするとき。

(電気通信事業法の一部改正)

第三 第五条 (略)

(電気通信役務利用放送法の一部改正)

第六 電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び第五十二条の二十七」を「第五十二条の六の二から第五十二条の六の五まで、第五十二条の七第三項、第五十二条の二十七、^{及び}第五十三条の八及び第五十三条の八の二」に改め、「一般放送事業者」の下に「第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び」を、「電気通信役務利用放送事業者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中電波法第九十九条の十一第二項の改正規定、^{第三}第五条中電気通信事業法第二十九条第一項の改正規定及び第百四十七条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第二条中電波法の目次の改正規定(第二節 無線局の登録(第二十七条の十八―第二十七條の三十四)を「第二節 無線局の登録(第二十七條の十八―第二十七條の三十四)に關するあつせん等(第二十七條の三十五

第二十七條の三十六)に改める部分に限る。)、同法第六條第一項に一号を加える改正規定、同法第二項に一号を加える改正規定、同法第二十六條の二第五項の改正規定、同法第二十七條の三第一項に一号を加える改正規定、同法第二十七條の十八第三項の改正規定、同法第二章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第九十九條の十一第一項第一号中(無線局の開設の届出)の下に、「第二十

七條の三十五第一項(電気通信事業紛争処理

委員会によるあつせん及び仲裁)を加える改正規定及び^{第三}第五条中電気通信事業法第百四十四条第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十六條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(有料放送管理業務の届出に關する経過措置)

第六 此の法律の施行の際現に有料放送管理業務を営んでいる者は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、新放送法第五十二条の六の二第一項^{第四}第六條の規定による改正後の電気通信役務利用放送法第十五條において準用する場合を含む。の規定による届出をしないで、引き続き当該業務を営むことができる。

(検討)

第十二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第九条第一項第五号に規定する委託協会国際放送業務、新放送法第五十二条の四第一項に規定する有料放送、新放送法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法第五十二条の十八第二項に規定する委託放送事業者の地位の承継及び新放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社に係る制度並びに新放送法第五十三条の八の二第一項に規定する計画の策定及びその提出を求める制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場
合において、新電波法第七十条の七、第七十条
の八及び第八十条の規定の施行状況について電
波の監督管理の観点から検討を加え、必要があ
ると認めるときは、その結果に基づいて所要の
措置を講ずるものとする。

(別紙)

放送法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

政府及び日本放送協会(以下「協会」という。)
は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 協会の経営委員の人選については、協会の役
割及び公共放送の在り方について十分理解し、
協会の経営について中立的に判断できる者とし
ること。

二 協会に対して新たに認められる番組アーク
イブのブロードバンドによる提供については、民
間事業者との公正な競争の下で行われるよう、
その適切な競争環境の整備に努めること。ま
た、番組アークイブは受信料により制作されて
いることから、新しいサービスによる収益は、
受信料に還元させるよう検討すること。

三 協会が行う外国人向けの国際放送について
は、多額の受信料を投じることが妥当であるか
を検討すること。また、我が国の対外情報発信力
を強化するため、政府においては、法第三十三
条第一項の要請に関し、法第三十五条第一項に
規定する国が負担すべき費用について必要な予
算の確保に努めること。

四 総務大臣が国際放送の実施の要請を行うにあ
たつては、協会の表現の自由、番組編集の自由
を最大限尊重すること。

五 認定放送持株会社制度の導入に伴い、マス
メディア集中排除原則が緩和されることとなる
が、同原則が放送の多様性・多元性の確保に大
きな役割を果たしてきたことにかんがみ、同制
度の運用にあつては、マスメディア集中排除
原則の趣旨が損なわれないよう十分配慮する
とともに、地方の独自性が確保されるよう留意
すること。

六 放送番組の適正性に関し、放送の不偏不党、
真実及び自律が十分確保されるよう、BPO
(放送倫理・番組向上機構)の効果的な活動等関
係者の不断の取組みに期待するとともに、政府
においては、関係者の意向も踏まえつつ、その
取組みに資する環境の整備について検討を行う
こと。

七 放送・通信行政の公正性及び中立性を確保す
るため、引き続き放送・通信行政の在り方に
ついて検討すること。

老人福祉法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年十二月七日

提出者

厚生労働委員長 茂木 敏充

老人福祉法の一部を改正する法律
老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)の
一部を次のように改正する。

附則第六条の次に次の一条を加える。

(特別養護老人ホームの設置に係る特例)

第六条の二 医療法(昭和二十三年法律第二百五
号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当
する病院又は診療所を設置する農業協同組合連
合会は、第十五条第四項、第十六条第三項及び
第四項並びに次条の規定(これらの規定中特別
養護老人ホームに係る部分に限る。)の適用につ
いては、社会福祉法人とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置
する農業協同組合連合会が特別養護老人ホームを
設置することができるものとする必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

借地借家法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年十二月七日

提出者

法務委員長 下村 博文

借地借家法の一部を改正する法律
借地借家法(平成三年法律第九十号)の一部を次
のように改正する。

第二十二条中「含む」の下に「。次条第一項にお
いて同じ」を加える。

第二十四条を削り、第二十三条第一項中「場合」
の下に「(前条第二項に規定する借地権を設定する
場合を除く。)」を加え、同条を第二十四条とし、
第二十二条の次に次の一条を加える。

(事業用定期借地権等)

第二十三条 専ら事業の用に供する建物(居住の
用に供するものを除く。次項において同じ。)の
所有を目的とし、かつ、存続期間を三十年以上
五十年未満として借地権を設定する場合におい
ては、第九条及び第十六条の規定にかかわら
ず、契約の更新及び建物の築造による存続期間
の延長がなく、並びに第十三条の規定による買
取りの請求をしないこととする旨を定めること
ができる。

2 専ら事業の用に供する建物の所有を目的と
し、かつ、存続期間を十年以上三十年未満とし
て借地権を設定する場合には、第三条から第八
条まで、第十三条及び第十八条の規定は、適用
しない。

3 前二項に規定する借地権の設定を目的とする
契約は、公正証書によってしなければならない。
い。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に設定された借地権（転借地権を含む。）については、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部改正)

第三条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第三号中「第二十二条前段」の下に「若しくは第二十三条第一項」を加え、同条第四号中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項又は第二項」に改める。

第八十一条第七号中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項又は第二項」に改め、同条第八号中「第二十二条前段」の下に「第二十三条第一項」を加える。

理 由

最近における社会経済情勢の変化に伴う土地の利用形態の多様化に対応するため、事業の用に供する建物の所有を目的とする定期借地権の存続期間の上限を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十九年六月十二日

提出者

原田 義昭 後藤田正純

東 順治 佐藤 茂樹

賛成者

井上 喜一外五十六名

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公職の選挙における投票方法等の特例（第三条―第十七条）

第三章 最高裁判所裁判官の国民審査における投票方法等の特例（第十七条の二―第十七条の九）

第四章 電磁的記録式投票機（第十七条の十一―第十七条の十二）

第五章 雑則（第十八条―第二十二条）

附 則

第一章 総則

第一条中、「選挙」の下に「及び最高裁判所裁判官の国民審査」を、「措置として」の下に「衆議院議員及び参議院議員並びに」を、「長の選挙」の下に「並びに最高裁判所裁判官の国民審査」を、「（昭和二十五年法律第百号）」の下に「及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）」を加える。

第二条第二号を次のように改める。

二 電磁的記録式投票機 次に掲げる機械をいう。

イ 当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者（同法第八十六条の三第一項の参議院名簿登載者をいう。以下同じ。）又は参議院名簿届出政党等（同項の規定による届出した政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）のいずれかを選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができ機械

ロ 当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている最高裁判所裁判官の国民審査（以下「国民審査」という。）に付される各裁判官について、罷免を可とする裁判官については罷免を可とすることを選擇し、罷免を可としない裁判官については罷免を可とすることを選擇せず、かつ、国民審査に付される各裁判官について罷免を可とすることを選擇し又は電磁的記録媒体に記録することができ機械

第二條の次に次の章名を付する。

第二章 公職の選挙における投票方法等の特例

第三条の見出しを「市町村の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機による投

う。以下同じ。）、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者（同法第八十六条の三第一項の参議院名簿登載者をいう。以下同じ。）又は参議院名簿届出政党等（同項の規定による届出した政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）のいずれかを選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができ機械

ロ 当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている最高裁判所裁判官の国民審査（以下「国民審査」という。）に付される各裁判官について、罷免を可とする裁判官については罷免を可とすることを選擇し、罷免を可としない裁判官については罷免を可とすることを選擇せず、かつ、国民審査に付される各裁判官について罷免を可とすることを選擇し又は電磁的記録媒体に記録することができ機械

第二條の次に次の章名を付する。

第二章 公職の選挙における投票方法等の特例

第三条の見出しを「市町村の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機による投

う。以下同じ。）、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者（同法第八十六条の三第一項の参議院名簿登載者をいう。以下同じ。）又は参議院名簿届出政党等（同項の規定による届出した政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）のいずれかを選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができ機械

ロ 当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている最高裁判所裁判官の国民審査（以下「国民審査」という。）に付される各裁判官について、罷免を可とする裁判官については罷免を可とすることを選擇し、罷免を可としない裁判官については罷免を可とすることを選擇せず、かつ、国民審査に付される各裁判官について罷免を可とすることを選擇し又は電磁的記録媒体に記録することができ機械

第二條の次に次の章名を付する。

第二章 公職の選挙における投票方法等の特例

第三条の見出しを「市町村の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機による投

票」に改め、同条第一項中「この条」を「この章」に改め、同条第二項中「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」を「公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(都道府県の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機による投票)

第三条の二 都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票(公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。)については、都道府県は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、前条の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域(指定都市にあつては、議会の議員の選挙に係る同条第二項の条例及び長の選挙に係る同項の条例で定める区以外の区域のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域に限る。)内の投票区に限り、当該都道府県の条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記

録媒体に記録する方法によることができる。

この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条の二及び第七条」とする。

(衆議院議員及び参議院議員の選挙における電磁的記録式投票機による投票)

第三条の三 衆議院議員及び参議院議員の選挙の投票(公職選挙法第四十七条、第四十九条、第四十九条の二第一項並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。)については、同法第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで及び第四十八条の規定にかかわらず、次条第四項に規定する指定区域内の投票区に限り、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者又は参議院名簿届出政党等。以下この条において同じ。)のうちその投票しようとするもの一人(衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に投票しようとする場合にあつ

ては、一)を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によるものとする。

(衆議院議員及び参議院議員の選挙において電磁的記録式投票機による投票を行う区域の指定等)

第三条の四 総務大臣は、第三条の条例を定め

た市町村の選挙管理委員会の申出に基づき、当該市町村の区域(指定都市にあつては、議会の議員の選挙に係る同条第二項の条例及び長の選挙に係る同項の条例で定める区以外の区域のうち当該指定都市の選挙管理委員会の申出に係る区域)を、衆議院議員及び参議院議員の選挙の投票を前条に規定する方法で行うべき区域として指定することができる。

2 前項の市町村の選挙管理委員会の申出は、当該市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県の選挙管理委員会は、当該申出に係る事項に関し必要な意見を付すことができる。

3 総務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の規定による指定をした区域(以下この条において「指定区域」という。)に係る市町村の選挙管理委員会が当該指定の取消しを求めたとき又は指定区域に係る

市町村が第三条の条例を廃止したときは、当該指定を取り消すものとする。

5 指定区域に係る市町村の選挙管理委員会は、当該市町村が第三条の条例を廃止したときは、直ちに、当該市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会を経由して、その旨を総務大臣に通知しなければならない。

6 総務大臣は、指定区域において、前条の規定による投票に関する事務の適正かつ確実な執行が確保できないと認めるときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 第三項の規定は、第四項又は前項の規定により指定を取り消した場合について準用する。

第四条を次のように改める。

(投票用紙を用いた投票)

第四条 第三条から第三条の三までの規定による投票を行う区域内の投票所の投票管理者は、当該投票を行う選挙について、電磁的記録式投票機に係る事故その他のやむを得ない事由により当該投票所においてこれらの規定による投票を行わせることが困難であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、公職選挙法第四十五条、第四十六条及び第四十八条の規定(指定都市及び都道府県の議会の議員又は長の選挙にあつては、これらの規定のほか、同法第四十六条の二の規定)による投票(次項において「投票用紙を用いた投票」

官 報 (号 外)

という。)を行わせることができる。

2 投票管理者は、前項の規定により投票用紙を用いた投票を行わせた場合において、第三条から第三条の三までの規定による投票を行わせることができることとなったと認めるときは、同項の投票所において、これらの規定による投票を行わせることができる。

第五条中「公職の候補者に」を「第三条の規定による投票を行う市町村の議会の議員及び長の選挙並びに第三条の二の規定による投票を行う都道府県の議会の議員及び長の選挙については、公職の候補者に」に、「都道府県」を「市町村」に、「市町村」を「都道府県」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 第三条の三の規定による投票を行う衆議院(小選挙区選出)議員の選挙については、公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党(公職選挙法第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体)をいう。以下この項において同じ。)の名称とする。この場合において、電磁的記録式投票機の映像面における表示の方法は、当該映像面に、すべての公職の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称を同時に表示するものでなければならない。

2 第三条の三の規定による投票を行う衆議院

(比例代表選出)議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、衆議院名簿届出政党等の公職選挙法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称及び略称(以下この項において「衆議院名簿届出政党等の名称及び略称」という。)とする。この場合において、電磁的記録式投票機の映像面における表示の方法は、当該映像面に、すべての衆議院名簿届出政党等の名称及び略称を同時に表示するものでなければならない。

3 第三条の三の規定による投票を行う参議院(選挙区選出)議員の選挙については、公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とする。この場合において、電磁的記録式投票機の映像面における表示の方法は、当該映像面に、すべての公職の候補者の氏名及び党派別を同時に表示するものでなければならない。

4 第三条の三の規定による投票を行う参議院(比例代表選出)議員の選挙については、公職の候補者たる参議院名簿登載者及び参議院名簿届出政党等に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名並びに参議院名簿届出政党等の公職選挙法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称(以下こ

の項において「参議院名簿届出政党等の名称及び略称」という。)とする。この場合において、電磁的記録式投票機の映像面における表示の方法は、当該映像面に、最初に公職の候補者たる参議院名簿登載者に対する投票のいずれかを選択することについて表示し、かつ、すべての公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又はすべての参議院名簿届出政党等の名称及び略称を政令で定めるところにより表示するものでなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により電磁的記録式投票機の映像面に表示すべき事項の表示の順序は、公職選挙法第七十五条第三項の規定による同条第一項の揭示(期日前投票所における電磁的記録式投票機の映像面に表示すべき事項の表示の順序)にあつては、同条第五項の規定による同条第二項の揭示)の掲載の順序による。

6 前各項に定めるもののほか、衆議院議員及び参議院議員の選挙に係る電磁的記録式投票機における表示の方法について必要な事項は、総務大臣が定める。

第七条第一項中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を、「公職の候補者」の下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議

院名簿登載者又は参議院名簿届出政党等。以下この項及び第四項において同じ。)」を、「以下」の下に「この章において」を加え、「同条」を「これらの条」に改め、同条第二項中「公職の候補者一人」の下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては一の衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては一の参議院名簿届出政党等)」を加え、同条第三項中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加え、「同条」を「これらの条」に改める。

第八条中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加え、同条の表(第五十五条の項を除く。)中「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」を「公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に改め、同表第五十五条の項中「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」を「公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に改める。

第九条第一項及び第二項中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる者に対する第三条から第三条の三まで及び第七条の規定による投票は、無効とする。

一 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、公職選挙法第六十八条第一項第二号、第三号又は第五号に規定する者二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票については、公職選挙法第六十八条第二項第二号から第四号までに規定する政党その他の政治団体

三 参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票については、公職選挙法第六十八条第三項第二号、第三号若しくは第七号に規定する者又は同項第二号から第四号までに規定する政党その他の政治団体

第九条第四項中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加え、「投票の電磁的記録媒体を「電磁的記録式投票機」の操作により公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者又は参議院名簿届出政党等)のいずれを選択したかを記録した電磁的記録媒体(以下この章において「投票の電磁的記録媒体」という。)に、「の得票数」を(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。次項において同じ。)、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票数(各参議院名簿届出

政党等の得票数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。)の得票数を含むものをいう。次項において同じ。に改め、同条第五項中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を、「各公職の候補者」の下に「各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等」を、「選挙長」の下に「(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙分会長)」を加える。

第十条第一項中「第七条の規定による投票については、」を「第三条の二の規定による投票並びにこれらの規定による投票を行う選挙における第七条の規定による投票については」に改め、「定めるところにより」の下に、「第三条の三の規定による投票及び同条の規定による投票を行う選挙における第七条の規定による投票については総務大臣の定めるところにより」を加え、同条第二項中「以下」の下に「この章において」を加える。

第十一条中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加え、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律を、公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に改める。

第十二条を削る。

第十三条中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加え、「公職選挙法第八十六条の四第九項の規定により届出を却下した場合又は」を「公職選挙法第八十六条第九項、第八十六条の二第二十一項(同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。若しくは第十二項(同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。若しくは第八十六条の四第九項の規定により届出を却下した場合、同法第八十六条の二第十項(同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。))の規定により取下げの届出がされた場合、同法第八十六条の三第二項において準用する同法第八十六条の二第七項の規定により記載を抹消した場合、同法第九十一条第一項若しくは第百三十三条第四項の規定により届出が取り下げられたものとみなされた場合、」に改め、「みなされた場合」の下に「又は同法第九十一条第三項若しくは第百三十三条第四項の規定により公職の候補者たる参議院名簿登載者でなくなるものとされた場合」を加え、同条を第十二条とする。

第十三条の二中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加え、「第十二条の規定により読み替えて適用される公職選挙法を(公職選挙法第八十六条第八項、同法第八十六条の三第二項の規定により準用する同法第八十六条の二第九項又は同法」に改め、「第四十六条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条第一項中「第三条」の下に「又は第三

条の二」を加え、「同条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第三条」の下に「又は第三条の二」を加える。

第十五条中「第三条第一項又は第二項」を「第三条」に、「第一項又は」とあるのは「第一項の揭示に関し必要な事項は市町村の選挙管理委員会が」と、「事項は」とあるのは「事項は」を「(都道府県」とあるのは、「市町村」に改める。

第十六条第一項中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加え、「第七条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「公職の候補者」の下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者又は参議院名簿届出政党等)」を加える。

第十七条第五項中「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」を「公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に改める。

第十七条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 最高裁判所裁判官の国民審査における投票方法等の特例

(国民審査における電磁的記録式投票機による投票)

第十七条の二 国民審査の投票(最高裁判所裁判官国民審査法第十六条並びに同法第二十六

条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第一項から第六項まで並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、最高裁判所裁判官国民審査法第十四条第二項から第四項まで、第十四条の二第一項、第十四条の三第二項から第四項まで、第十四条の四及び第十五条第一項並びに同法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十五条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、第三条の四第四項に規定する指定区域内の投票区に限り、審査人が、自ら、投票所（期日前投票所を含む。）において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている国民審査に付される各裁判官について、罷免を可とする裁判官については電磁的記録式投票機の当該裁判官に対する表示欄に×の記号の表示をさせ、罷免を可としない裁判官については電磁的記録式投票機の当該裁判官に対する表示欄に何らの表示をさせず、かつ、国民審査に付される各裁判官についてこれに対する表示欄に×の記号の表示をさせ、又は何らの表示をさせなかったことを電磁的記録媒体に記録する方法によるものとする。 （電磁的記録式投票機において表示すべき事項等） 第十七条の三 国民審査に付される裁判官に關	し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、国民審査に付される裁判官（最高裁判所裁判官国民審査法第十四条の二第一項本文に規定する場合（同法第十四条の三第一項に規定する場合を除く。）にあつては、審査に付される裁判官とならなかつた同法第十四条の二第一項に規定する通知裁判官を含む。以下この条において同じ。）の氏名及び当該裁判官に対する×の記号の表示欄とする。この場合において、電磁的記録式投票機の映像面における表示の方法は、当該映像面に、すべての国民審査に付される裁判官の氏名及び当該裁判官に対する×の記号の表示欄を同時に表示するものでなければならない。 2 前項の規定により電磁的記録式投票機の映像面に表示すべき国民審査に付される裁判官の氏名の表示の順序は、最高裁判所裁判官国民審査法第十四条第二項（同法第十四条の三第一項に規定する場合にあつては、同条第三項）の規定により投票用紙に印刷すべき裁判官の氏名の順序による。 3 最高裁判所裁判官国民審査法第十四条の四に規定する場合においては、国民審査に付される裁判官がその官を失い、又は死亡した日までにおける前二項の規定による電磁的記録式投票機の映像面の表示は、同日以後も変更しないものとする。 4 前三項に定めるもののほか、国民審査に係	る電磁的記録式投票機における表示の方法について必要な事項は、中央選挙管理会が定める。 （電磁的記録式投票機による代理投票等） 第十七条の四 第十七条の二の規定による投票において、身体故障又は文盲により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票（電磁的記録式投票機を操作することにより、国民審査に付される各裁判官について、罷免を可とする裁判官については罷免を可とすることを選擇し、罷免を可としない裁判官については罷免を可としない裁判官について、罷免を可とすることを選擇せず、かつ、国民審査に付される各裁判官について罷免を可とすることを選擇し又は選擇しなかつたことを電磁的記録媒体に記録することをいう。以下この章において同じ。）を行うことができない審査人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。 2 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該審査人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に当該審査人が指示する投票の内容に従つた電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。 3 第十七条の二の規定による投票において、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行う	ことが困難な審査人（第一項に規定する審査人を除く。）は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機の使用についての補助を行わせることができる。 4 前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該審査人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置（電磁的記録式投票機の操作により、国民審査に付される各裁判官について罷免を可とすることを選擇し又は選擇しなかつたことを電磁的記録媒体に記録することを除く。）を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。 （投票の特例） 第十七条の五 第四条の規定は、第十七条の二の規定による投票を行う国民審査について準用する。この場合において、同条第一項中「公職選挙法第四十五条、第四十六条及び第四十八条の規定（指定都市及び都道府県の議会の議員又は長の選挙にあつては、これらの規定のほか、同法第四十六条の二の規定）」とあるのは、「最高裁判所裁判官国民審査法第十四条第二項から第四項まで、第十四条の二第一項、第十四条の三第二項から第四項ま
--	--	---	---

で、第十四条の四及び第十五条並びに同法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十五条第一項及び第四十八条の規定」と読み替えるものとする。

2 第十七条の二の規定による投票を行う国民審査について、最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定により第八条の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定の例による場合においては、これらの規定（同法第五十五条の規定を除く。）中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるほか、同条中「投票箱」とあるのは「投票箱、投票の電磁的記録媒体（公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条の六第四項に規定する投票の電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）、投票を複写した電磁的記録媒体（同法第十七条の七第二項に規定する投票を複写した電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

（開票の特例）

第十七条の六 第十七条の二の規定による投票を行う国民審査について、最高裁判所裁判官国民審査法第二十条及び第二十四条の規定を適用する場合においては、同法第二十条中「投票箱」とあるのは「投票箱及び投票の電磁的記録媒体（公職の選挙及び最高裁判所裁判

官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条の六第四項に規定する投票の電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）」若しくは投票を複写した電磁的記録媒体（同法第十七条の七第二項に規定する投票を複写した電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）」と、同法第二十四条中「投票は、有効無効を区別し」とあるのは「投票、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は」と、「保存しなければならぬ」とあるのは「保存しなければならない」とい。この場合において、投票にあつては、有効無効を区別して保存しなければならない」とする。

2 第十七条の二の規定による投票を行う国民審査について、最高裁判所裁判官国民審査法第二十五条第二項において公職選挙法第六十五条の規定を準用する場合においては、同条中「投票箱」とあるのは、「投票箱及び投票の電磁的記録媒体若しくは投票を複写した電磁的記録媒体」とする。

3 第十七条の二及び第十七条の四の規定による投票については、最高裁判所裁判官国民審査法第二十一条及び第二十二条並びに同法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条の規定は、適用しない。

4 開票管理者は、第十七条の二及び第十七条

の四の規定による投票については、開票立会人とともに、電磁的記録式投票機の操作により国民審査に付される各裁判官について罷免を可とすることを選択し又は選択しなかったことを記録した電磁的記録媒体（以下この章において「投票の電磁的記録媒体」という。）に記録された投票を電子計算機を用いて集計することにより、各裁判官について罷免を可とする投票及び可としない投票の数を計算しなければならぬ。この場合において、開票管理者は、開票立会人の意見を聴いて、投票の効力を決定しなければならない。

5 開票管理者は、第十七条の二の規定による投票を行う国民審査については、最高裁判所裁判官国民審査法第二十一条の規定にかかわらず、前項の計算の結果及び同法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第六十六条第二項の規定により行つた投票の点検の結果により、各裁判官について罷免を可とする投票及び可としない投票の数を計算し、直ちにそれらの結果を審査分会長に報告しなければならない。

（投票を複写した電磁的記録媒体）

第十七条の七 投票管理者は、第十七条の二及び第十七条の四の規定による投票については、中央選挙管理会の定めるところにより、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の電磁的記録媒体に複写しなければならない

い。

2 開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことにより、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認めるときは、開票立会人の意見を聴いて、当該投票の電磁的記録媒体に代えて、前項の規定により当該投票の電磁的記録媒体に記録された投票を複写した電磁的記録媒体（以下この章において「投票を複写した電磁的記録媒体」という。）を使用して開票を行うものとする。

（審査分会の特例）

第十七条の八 第十七条の二の規定による投票を行う国民審査について、最高裁判所裁判官国民審査法第二十七条第五項及び第二十八条第二項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「第二十一条」とあるのは、「公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条の六第五項」とする。

（罰則）

第十七条の九 第十七条の二及び第十七条の四の規定による投票については、電磁的記録式投票機、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は投票箱と、同条第二項の規定により審査人の投票を補助すべき者及び同条第四項の規定により審査人のために

電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者は最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者とみなして、最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する公職選挙法第二百二十七条から第二百三十四条まで、第二百三十七条から第二百三十八条まで及び第二百五十五条の規定を適用する。 2 第十七条の四第二項の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行うべきものと定められた者が審査人の指示する投票の内容に従った電磁的記録式投票機を用いた投票を行わなかったときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。 3 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第十七条の四第二項の規定により審査人の投票を補助すべき者が同項の投票の補助の義務に違反したとき。 二 第十七条の四第四項の規定により審査人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者が同項の電磁的記録式投票機の操作の補助の義務に違反したとき。 第四章 電磁的記録式投票機 (電磁的記録式投票機に関する技術的基準等) 第十七条の十 第三条から第三条の三まで及び	第十七条の二の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる事項を確保するため必要な技術的基準として総務大臣が定めるものに適合したものでなければならぬ。 一 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。 二 国民審査に用いられるものにあつては、審査人が一の国民審査において国民審査に付される各裁判官について二以上の投票を行うことを防止できるものであること。 三 投票の秘密が侵されないものであること。 四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者又は参議院名簿届出政党等)のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙の投票に用いられるものにあつては衆議院名簿届出政党等の公職選挙法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票に用いられるものにあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等	の同法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称)を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。 五 国民審査に用いられるものにあつては、電磁的記録式投票機の操作により国民審査に付される各裁判官について、罷免を可とするを選択し又は選択しなかつたことを記録する前に、その旨を電磁的記録式投票機の表示により審査人が確認することができるものであること。 六 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したか(国民審査に用いられるものにあつては、国民審査に付される各裁判官について罷免を可とすることを選択し又は選択しなかつたことを電磁的記録媒体に確実に記録することができ	るものであること。 七 予想される事故に対して、投票の電磁的記録媒体(第九条第四項に規定する投票の電磁的記録媒体及び第十七条の六第四項に規定する投票の電磁的記録媒体をいう。次号において同じ。)の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。 八 投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。 九 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。 十 前各号に掲げるもののほか、選挙及び国民審査の公正かつ適正な執行を害しないものであること。 2 第三条から第三条の三まで及び第十七条の二の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならぬ。 (電磁的記録式投票機の選定等) 第十七条の十一 市町村の選挙管理委員会は、第三条及び第三条の二の規定による投票を行う選挙について、前条第一項の総務大臣が定める技術的基準に適合する電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を選定しなければならない。 この場合において、第三条の二の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機を選定しようとするときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に協議し、その同意を得なければならない。 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により電磁的記録式投票機を選定したときは、当該選定に係る電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作の方法を告示しなければならない。
---	---	--	---

第十七条の十二 総務大臣は、第三条の三の規定による投票を行う選挙及び第十七条の二の規定による投票を行う国民審査について、第十七条の十第一項の総務大臣が定める技術的基準に適合する電磁的記録式投票機を指定しなければならない。この場合において、総務大臣は、当該指定に係る電磁的記録式投票機の型式その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、第三条の三の規定による投票を行う選挙及び第十七条の二の規定による投票を行う国民審査について、前項の規定により総務大臣が指定した電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙及び国民審査の投票に用いる電磁的記録式投票機を選定しなければならない。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により市町村の選挙管理委員会が電磁的記録式投票機を選定した場合について準用する。

第五章 雑則

第十八条(見出しを含む)中「の使用」を「用いた投票の実施」に改め、同条に次の一項を加える。

2 衆議院議員若しくは参議院議員の選挙又は国民審査に関する電磁的記録式投票機を用いた投票の実施に要する費用については、国庫の負担とする。

第十八条の次に次の四条を加える。

(電磁的記録式投票機等の確保に要する費用に係る交付金の交付)

第十八条の二 国は、第三条の第四項に規定する指定区域に係る市町村に対し、第三条の三及び第十七条の二の規定による投票を行うために、前条第二項に規定する費用のうち電磁的記録式投票機その他総務省令で定める物品等(以下「電磁的記録式投票機等」という。)をあらかじめ確保することに要する費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付する。

(交付金の交付の申請及び決定)

第十八条の三 第三条の第四項に規定する指定区域に係る市町村は、前条の交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣に交付の申請をしなければならない。

2 総務大臣は前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の交付の決定をしなければならない。

3 第一項の規定により交付金の交付の申請をした市町村が当該交付金を用いて確保する電磁的記録式投票機等を第三条又は第三条の二の規定による投票に用いる場合には、交付金の額を減額するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、前条の交付金

の交付の手續に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(交付金の交付の決定の取消し及び返還)

第十八条の四 総務大臣は、前条第二項の規定により交付金の交付の決定を受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部第三号又は第四号の場合にあつては、一部)を取り消すことができる。

一 当該市町村の区域について、総務大臣が第三条の第四項又は第六項の規定により同条第一項の指定を取り消したとき。

二 電磁的記録式投票機等を確保すること以外に用途に交付金を使用したときその他この法律の規定に違反したとき。

三 電磁的記録式投票機等を確保するために要した額を超えて交付金が交付されているとき。

四 当該交付金を用いて確保した電磁的記録式投票機等を第三条又は第三条の二の規定による投票に用いたとき(当該投票について、前条第三項の規定により交付金の額を減額された場合を除く。)

2 総務大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付金の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、そ

の返還を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、交付金の交付の決定の取消し及び返還に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(加算金及び延滞金)

第十八条の五 市町村は、前条第一項第二号の規定により交付金の交付の決定を取り消され、同条第二項の規定により交付金の返還を命ぜられたときは、総務省令で定めるところにより、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に應じ、当該交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 市町村は、前条第二項の規定により、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、総務省令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に應じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 総務大臣は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第十九条中「第三条」の下に「から第三条の三

官 報 (号 外)

まで」を、「公職選挙法」の下に「第五条の四、第五条の五、」を、「第二百六十六条まで」の下に「及び第二百七十一条の三」を加え、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」を「公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十七条の二の規定による投票を行う国民審査について、最高裁判所裁判官国民審査法第十条の二、第十条の三、第二十六条、第三十四条、第三十七条第一項、第五十四条及び第五十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定中「この法律」とあるのは、「この法律及び公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」とする。

第二十條中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を、「選挙」の下に「及び第十七条の二の規定による投票を行う国民審査」を加える。

第二十二條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律の規定並びにこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、衆議院議員若しくは参議院議員の選挙又は国民審査

に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第二条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「審査の期日前十二日まで」を「衆議院議員総選挙の期日の公示の日」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定による告示における審査に付される裁判官の氏名の順序は、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、第十四条第一項の規定による通知の順序によるものとする。

第五条の次に次の一項を加える。

第五条の二(通知裁判官の退官等の場合の裁判官の氏名の告示) 第十四条の二第一項本文に規定する場合(第十四条の三第一項に規定する場合を除く。)において審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第一項の規定による告示における審査に付される裁判官の氏名の順序は、同条第二項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかった第十四条の二第一項に規定する通知裁判官を除いた順序によるものとする。

第十四条の三第一項に規定する場合において審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第一項の規定による告示における審査に付される裁判官の氏名の順序は、同条第二項の規定にかかわらず、中央選挙管理会がくじで定めた順序によるものとする。

第十四条の見出しを「投票用紙の印刷等」に改め、同条第一項中「審査に付される」を「前項の規定により通知された」に、「中央選挙管理会がくじで定めた」を「当該通知の」に改め、同条第二項中「審査に付される」を「第一項の規定によりその氏名を通知された」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日いづれか早い日の翌日から第五条第一項の規定による告示の日の前日までの間に、審査に付されるべき裁判官の氏名を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

この場合において、審査に付されるべき裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

第十四条の次に次の三項を加える。

第十四条の二(通知裁判官の退官等の場合の投票用紙の取扱い等) 前条第一項の規定による通知をした日から第五条第一項の規定による告示の日の前日までの間に前条第一項の規

定によりその氏名を通知された裁判官(以下この条において「通知裁判官」という。)がその官を失い又は死亡したときその他通知裁判官が審査に付される裁判官とならなかった場合においては、前条第二項から第四項までの規定により既に調製された投票用紙をそのまま用いるものとする。ただし、次条第一項に規定する場合においては、この限りでない。

前項本文に規定する場合(次条第一項に規定する場合を除く。)においては、中央選挙管理会は、第五条第一項の規定による告示の日、審査に付される裁判官とならなかった通知裁判官の氏名を告示しなければならない。

第十四条の三(新たな裁判官の任命があつた場合の投票用紙の印刷等) 第十四条第一項の規定による通知をした日から第五条第一項の規定による告示の日までの間に最高裁判所の裁判官が任命された場合においては、中央選挙管理会は、当該告示の日、投票用紙を改めて調製すべき旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票用紙を改めて調製しなければならない。

前項の規定により調製する投票用紙には、第五条第一項の規定により告示された審査に付される裁判官の氏名を、当該告示における順序により、印刷しなければならない。

第十四条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による投票用紙の調製について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定によりその氏名を通知された各裁判官」とあるのは、「審査に付される各裁判官」と読み替えるものとする。

第十四条の四(審査に付される裁判官の退官等の場合の投票用紙の取扱い) 審査に付される裁判官が、審査の期日前その官を失い、又は死亡した場合においては、第十四条第二項から第四項まで(前条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項から第四項まで)の規定により既に調製された投票用紙をそのまま用いるものとする。

第二十六条中「において」の下に「第十四条の三第一項に規定する場合に該当するとき又は第十四条第一項の規定による通知をした日から四日以内に第五条第一項の規定による告示があつたとき」を加え、同条に次の一項を加える。
前項ただし書の場合においては、中央選挙管理会は、第五条第一項の規定による告示の日、その旨を官報で告示しなければならない。

公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)

この法律の規定並びにこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、衆議院議員若しくは参議院議員の選挙又は国民審査に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律、第二条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法及び附則第四条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この法律の施行の前日までその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九十四号)の項の次に次のように加える。

別表第二地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)の項中「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」を「公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第四条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

4 第四条に規定する投票所又は第四条の二に規定する期日前投票所で、公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号。以下「公職の選挙等に係る電磁的記録式投票法」という。)第三条の三の規定による投票を行うものについては、当分の間、第四条第一項若しくは第五項に規定する投票所経費の基本額又は第四条の二第一項に規定する期日前投票所経費の基本額に、電磁的記録式投票機を用いた投票に要する費用として総務大臣が定める額をそれぞれ加算し、投票所又は期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費の

不要分として総務大臣が定める額をそれぞれ減額する。

5 第五条に規定する開票所で公職の選挙等に係る電磁的記録式投票法第九条第四項の規定による集計を行うものについては、当分の間、第五条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項又は第十一項に規定する開票所経費の基本額に、公職の選挙等に係る電磁的記録式投票法第九条第四項に規定する集計に要する費用として総務大臣が定める額を加算し、開票所の事務に従事する者の超過勤務手当費の不要分として総務大臣が定める額を減額する。

6 公職の選挙等に係る電磁的記録式投票法第三条の三の規定による投票を行う市区町村に係る第十三条第一項に規定する額については、当分の間、投票結果及び開票結果の速報の事務に従事する者の超過勤務手当費の不要分として総務大臣が定める額を減額する。

理 由

情報化社会の進展にかんがみ、選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法等の特例を定めるとも

に、最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票期
間を衆議院議員総選挙の期日前投票期間と同一に
する必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、市町村の議会
の議員又は長の選挙について電磁的記録式投票機
による投票を行う条例を現時点で定めている市町
村において衆議院議員及び参議院議員の選挙並び
に最高裁判所裁判官の国民審査についても電磁的
記録式投票機による投票を行うこととした場合に
は、平年度約二億七千万円の見込みである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に
係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票
方法等の特例に関する法律及び最高裁判所
裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
(原田義昭君外三名提出、第百六十六回国
会衆法第四七号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙
及び最高裁判所裁判官の国民審査の公正かつ適
正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び
迅速化を図るため、当分の間の措置として、衆
議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判
所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機
を用いて行う投票方法等について、公職選挙法

等の特例を定めるとともに、最高裁判所裁判官
の国民審査の期日前投票期間を衆議院議員総選
挙の期日前投票期間と同一にしようとするもの
で、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に
係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方
法等の特例に関する法律の一部改正

(一) 市町村の議会の議員又は長の選挙の投票
について電子投票条例を制定している市町
村のうち、当該市町村の選挙管理委員会の
申出に基づき総務大臣が指定した市町村の
区域(指定都市にあつては、区の区域)にお
いては、衆議院議員及び参議院議員の選挙
並びに最高裁判所裁判官の国民審査の投票
についても、電磁的記録式投票機を用いた
方法により行うものとする。

(二) 電磁的記録式投票機において表示すべき
事項について定めるものとする。

(三) 電磁的記録式投票機の信頼性を確保する
ための措置について定めるものとする。

2 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正
最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票
期間についても、衆議院議員総選挙の期日前
投票期間と同様に、審査の期日及び審査に付
される裁判官の氏名の告示の日(衆議院議員
総選挙の期日の公示の日)の翌日から審査の
期日の前日までの間とすること。

3 施行期日
この法律は、平成二十年一月一日から施行
するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙
及び最高裁判所裁判官の国民審査の公正かつ適
正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び
迅速化を図るため、当分の間の措置として、衆
議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判
所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機
を用いて行う投票方法等について、公職選挙法
等の特例等を定めようとするもので、その措置
は妥当なものと認め、可決すべきものと議決し
た次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、市町村の議
会の議員又は長の選挙について電磁的記録式投
票機による投票を行う条例を現時点で定めてい
る市町村において衆議院議員及び参議院議員の
選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査につい
ても電磁的記録式投票機による投票を行うこと
とした場合には、平年度約二億七千万円の見込
みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意
見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣

を代表して増田総務大臣より「異議はない。」旨
の意見が述べられた。
右報告する。

平成十九年十二月七日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長 棚橋 泰文

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に
係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票
方法等の特例に関する法律及び最高裁判所
裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

現行制度は、平成十三年に、地方公共団体が条
例で定めるところにより、当該地方公共団体の選
挙を電子投票で実施できるように特例を認めるも
のとして導入され、これまでに条例を制定し電子
投票を実施した地方公共団体はパイロット的な役
割を果たしてきた。しかし、条例を制定した当該
地方公共団体の選挙は電子投票で実施することが
できるが、国政選挙や条例を定めていない都道府
県の選挙は従来の自書式投票で実施せざるを得
ず、選挙ごとに投票方法が異なることとなるた
め、本案は、条例を制定している地方公共団体に
ついては国政を含むすべての選挙を電子投票で実
施できるようにするものである。

条例制定団体においては、相当程度開票作業の
迅速化が図られたが、他方、機器の不具合による

トラブルも発生するなどの問題点が明らかになつてきている。本案により電子投票が国政選挙に拡大されることによって、選挙結果に及ぼす影響も格段に大きくなる懸念がある。

本案の施行に当たっては、これらの実施状況を踏まえつつ、電子投票システムの技術的な信頼性向上に向け、問題点の解決に全力で取り組み、また、画面表示については特に非拘束名簿式比例代表制に考慮するなど、今後の普及に向けて国民の理解を得られるよう十分に検討を進めるべきである。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年十二月十一日

提出者

農林水産委員長 宮腰 光寛

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となつていかにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定め

ることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

(基本指針)

第三条 農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策(以下「被害防止施策」という。)を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項

三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

3 基本指針は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。)第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければなら

ない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。

5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(被害防止計画)

第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画(以下「被害防止計画」という。)を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となつてい鳥獣であつて被害防止計画の対象とするもの(以下「対象鳥獣」という。)の種類

三 被害防止計画の期間
四 対象鳥獣の捕獲等(農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等(鳥獣保護法第二条第三項に規定する捕獲等(以下同じ。))又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等(鳥獣保護法第八条に規定する採取等を

いう。)をいう。以下同じ。に関する事項

五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵^{さく}の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

六 被害防止施策の実施体制に関する事項

七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

3 前項第四号の事項には、鳥獣保護法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であつて第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項(以下「許可権限委譲事項」という。)を記載することができる。

4 被害防止計画は、鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。))が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画(以下「管理計画」という。)と整合性のとれたものでなければなら

ない。

5 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止

計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。

6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。

7 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第五項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。

8 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、

第五項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第七項中「同項後段」とあるのは「第九項において読み替えて準用する第五項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。

10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。

11 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(市町村に対する援助)

第五条 都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護法の適用の特例等)

第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成したときは、第四条第八項後段(同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公告の日(次項において「公告の日」という。)から当該被害防止

計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣保護法第九条(第十項、第十二項及び第十四項を除く。)、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項、第七十五条第一項、第七十九条、第八十三条第一項第二号から第三号まで及び第六号、第八十四条第一項第一号、第八十六条第一号及び第二号並びに第八十七条の規定の適用については、鳥獣保護法第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。))第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等を行うものとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。))の長」と、同条第二項から第九項まで、第十一項及び第十三項並びに鳥獣保護法第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「又は都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、鳥獣保護法第七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるのは「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつては第九条第一項の許可を受けた者(鳥獣被害防

止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。)」と、「猟区設定者に対し」とあるのは「猟区設定者に対し、計画作成市町村の長にあつては鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獣保護法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獣保護法第八十三条第一項第二号及び第二号の二中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第三号中「第十條第一項」とあるのは「第十條第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第六号中「第九條第一項」とあるのは「第九條第一項(鳥獣被害防止特措法第六条

止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。)」と、「猟区設定者に対し」とあるのは「猟区設定者に対し、計画作成市町村の長にあつては鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獣保護法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獣保護法第八十三条第一項第二号及び第二号の二中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第三号中「第十條第一項」とあるのは「第十條第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同項第六号中「第九條第一項」とあるのは「第九條第一項(鳥獣被害防止特措法第六条

を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名す

る者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者）については、これを適正かつ効果

的に行うことができる者に限る。のうちら、市町村長が任命する者

前項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員

は、非常勤とする。

第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であつて主として対象鳥獣の捕獲等に従事するこ

とが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護法第十五条第一項の狩猟者登録についての鳥獣保護

法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、鳥獣保護法第五十六条

中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する

る法律（平成十九年法律第 号）第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員（以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。）であつて主として

同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の

捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。以下同じ。である旨及び所属市町村当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所属する市町村であつて、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。の名称と、鳥獣保護法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となつたとき、対象鳥獣捕獲員でなくなつたとき若しくは所属市町村の変更があつたとき」とする。

を講ずるものとする。

(農林水産大臣の協力要請等)

第十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対して鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関し、文部科学大臣又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して天然記念物の保存に関し、意見を述べることができる。

3 環境大臣は、鳥獣の保護を図る等の見地から被害防止施策に関し必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

(国、地方公共団体等の連携及び協力)

第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等にならなければならない。

(被害の原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の調査の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たつて、適切にこれを活用しなければならない。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となつてい鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第十六条 国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に携わる者の狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許又はその更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

(国民の理解と関心の増進) 第十七条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等を踏まえて鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。 (生息環境の整備及び保全) 第十八条 国及び地方公共団体は、人と鳥獣の共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ、間伐の推進、広葉樹林の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。 (被害防止施策を講ずるに当たつての配慮) 第十九条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たつては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣又は著しく減少するおそれのある鳥獣については、当該鳥獣の特性を考慮した適切な施策を講ずることによりその保護が図られるよう十分配慮するものとする。 (農林漁業等の振興及び農山漁村の活性化) 第二十条 国及び地方公共団体は、被害防止施策と相まって農林漁業及び関連する産業の振興並びに農山漁村の活性化を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる	
活力ある農山漁村地域の実現を図るよう努めなければならない。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。 (見直し) 第二条 被害防止施策については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられるものとする。 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正) 第三条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。 第七十八条の次に次の一条を加える。 (調査) 第七十八条の二 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。	
理 由 農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となつていくことにかんがみ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与するため、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二二〇円